

第 17 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2005 年 7 月 20 日

場所：上海万豪虹桥大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田（ジェトロ上海）

これより第 17 回上海 IPG の会合を始めます。これまでこの会合を二重のコの字型の形式で進めてきていたのですが、今回参加者が増え、この会場の中では教室形式しかとれないとということで、今回こういう形でやらさせていただいてあります。

本日も皆さまのお手元にお配りしています議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。今私の横に並んでいるメンバーは今年度の上海 IPG のグループ長及び運営幹事と、後ほど説明させていただきます上海 IPG 『模倣品水際対策ワーキンググループ』のリーダーとなりましたカシオ計算機の荒川さんです。さて、上海 IPG の活動に非常にご尽力いただいたオムロンの宇野さんが前回の会合でもご紹介しましたとおり日本に帰任され、その後任で高橋さんが来られましたので、今年度は宇野さんに代わって高橋さんに運営幹事の役を担っていただくということで、一言ご挨拶をお願いします。

高橋氏（オムロン）

オムロン中国の高橋といいます。よろしくお願いします。昨年まで当社の宇野が幹事を務めさせていただきましたが、水田さんから紹介がありましたように日本に戻りまして私がその後任でまいりました。幹事のほうも引き続きお声をいただきまして、私、参加させていただくことになりました。実は中国に来てからまだ 2 ヶ月ぐらいしか経っていないのですが、非常にいろいろな難しい問題が出てきまして、こんなに仕事があるのかとびっくりしているぐらいなのです。そういう問題に対処するのに、上海 IPG の会合とか関係者の方の声というのは非常に役立つと思っています。私、幹事として少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

水田（ジェトロ上海）

高橋さん、どうもありがとうございました。引き続き今後ともよろしくお願いします。続きまして、上海 IPG 新規メンバーのご紹介です。今回参加申込がありました新規メンバーの方はここに書かれている 4 社の方々なのですが、実際はもう少し多くて、今回皆さまのお手元に上海 IPG メンバーリストを配付させていただいているが、現在、105 社のメンバーになっています。今日、残念ながら新規メンバーの中でご参加いただけない方が 4 社ぐらいありますので、その方々は次回以降参加された時にご挨拶をしていただきます。

ここに書かれている旭ガラスさん、NTT ドコモさん、KYB 貿易さん、日本ポリウレタン工業さんが会場の中にいらっしゃると思いますので、代表の方に前に越しいただいて、簡単にご挨拶をお願いします。

沈氏（旭ガラス）

皆さん、こんにちは。旭ガラス上海事務所の沈捷と申します。初めて上海 IPG 会合に参加させていただきました。僕にとっては知的所有権の仕事も初めてなのですが、こうい

う会合を通して皆さんとの交流、勉強を通して仕事を進めたいと考えています。いま私は上海事務所で主にコンプライアンス、内部監査、知的所有権の関係のある仕事に従事しています。簡単ですが、これからもひとつよろしくお願ひします。

上村氏（ＫＹＢ貿易）

K Y B 貿易上海の上村と申します。日本の親会社は自動車部品油圧機器製造販売のカヤバ工業でございます。上海I P Gに参画したのがつい最近のことです。早速今日のメニューの中にも出てくると思うのですが、水際対策ワーキンググループにも参加させていただくことにしてあります。よろしくお願ひします。

島田氏（ＮＴＴドコモ）

はじめまして。ＮＴＴドコモの島田と申します。弊社は今年1月に上海に事務所を開所したばかりでございます。こういった会に通信業が参加するのは珍しいと水田様にも言われたのですが、ドコモのキャラクターである「ドコモダケ」の模倣品が中国で生産されているらしく、本社知的財産部からのオーダーもあり、この会合に参加して勉強をさせていただくことになりました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

池上氏（日本ポリウレタン工業）

日本ポリウレタン工業上海代表所の所長をしております池上でございます。私どもの会社はポリウレタン用の原料を専用に作っておりまして、1994年に上海事務所を立ち上げました。その後2001年に研究開発会社、2003年に製造販売会社を作りまして、現在3つの組織で中国内で活動をさせていただいております。昨年度、原料として9万トン強を日本から中国に輸出していますが、荷姿としましてはドラム缶でして、模倣品とかという直接的な被害はございませんが、ラベルを剥がされたとか、中身を変えられたとかといったことはありました。事象としてそれほど具体的な被害があったことはございません。ただ、研究開発センターの会社がありますので、特許権の問題とか、社内的な問題、社外的な問題がいろいろあるように考えていまして、その辺の交流を皆さまとさせていただければと思っています。今後ともよろしくお願ひいたします。

水田（ジェトロ上海）

皆様ありがとうございました。続きまして、上海I P G『模倣品水際対策ワーキンググループ』について、皆さまにご説明します。皆さまには既にメールでご連絡をしておりますとおり、今年度、上海I P Gの活動の一環として、個別の課題に取り組むワーキンググループを立ち上げようという話がありました。そういう中で皆さまからいただいたアンケートをもとに、どのワーキンググループを進めていくかを幹事メンバーを中心にこれまで話し合ってきたのですが、そういう中でご連絡を差し上げておりますとおり、今年度については「模倣品水際対策ワーキンググループ」を立ち上げようということになりました。カシオ計算機の荒川さんにワーキンググループリーダーをお願いし、今年度活動をしていきたいと考えております。

荒川さんご自身は日本にいらっしゃった時から、模倣品関係の仕事を長年やってこられており、中国の税關での水際対策というものに対して非常に経験をお持だということで、私がリーダーをお願いしたところ快く引き受けいただきました。今回のお話は荒川さんご自身がこれまで経験された水際対策でのいろいろな問題点とか、最近中国国内の税關を

訪問されている中で感じたこととか、その辺を中心にお話していただきます。

現在、ワーキンググループには6社のメンバーが参加されていますが、おそらく皆さまの中にも、ワーキンググループに参加してみたいという方がもしかしたらおられるのではないかと思っています。それでは、荒川リーダーから「中国税関への働きかけ」についてお話をいただきます。

荒川氏（上海IPG『模倣品水際対策WG』リーダー、カシオ計算機）

日本で模倣対策をずっとやってきたと申しましても、まだ中国に来たばかりで、どういう形で進めていったらいいのか模索している最中です。皆さんと勉強をさせていただきながら協力の下に進めさせていただきたいと思います。

模倣品問題に関して大体の傾向としましては、中国国内で生産をされて、中国国内、それから日本を含めた海外にそれが輸出されるということで、日本サイドでいろいろと対策を行ってきた場合、例えば中国の製造工場、流通に対しての差押え等を皆さんやられていると思います。全世界的に見ますと、中国から出でていかないような形でやるのがいい方向になっていくのかなと思います。そういうことで、以前より中国の海關における水際の取締りということで私も進めていったのですが、1社だけで行っている場合、中国の海關に対してものを言いにくいような状態になっているのかなということで、このような上海IPGの中に分科会を設けさせていただきまして、皆さんで日本企業として中国の海關に対して、どのような形で働きかけていくか。また働きかけていくだけではなくて、中国の海關が取締りをやりやすい方法として日本企業にどういうものを求められているのか、その辺を強調しながらやっていきたいと思います。

我々が今までそれほど長い期間ではないのですが、中国の海關の水際においてやった経験を基に、こういう形でやったらしいのかということを、ワーキンググループの方針として3つぐらいあるのかなと思います。

その1つとしては「問題点の抽出」ということです。中国の海關での水際の取締りに関して、いろいろな問題点があると思います。権利者側の問題、それと中国海關側の問題を、皆さんの経験をまとめた上で問題点を隨時抽出していけばいいのかなと思います。それと同時に日本企業として、中国の海關に対して表敬訪問なり関係強化なり、または情報提供なりをいたしまして、よりよい関係を築いていかなければと考えております。

あと、どうしても法律上云々の問題がありますので、日本政府と中国政府間での問題として挙げてもらえるような制度改革への働きかけもできればと、この3つが大きな目標になるのではないかと、いま私は考えています。中国の海關の水際の取締りフローですが、今まで私たちがやってきた順番で、こういうふうになるのかなという形でまとめてみました。

まず中国で登録された権利、例えば商標であれば商標権、特許権、そういうものを中国内で正式に登録して、それを海關に対して登録します。これは権利者側からの働きかけで、登録されるものとしては商標権、意匠権、特許権、著作権があると思います。それは一つひとつの権利毎に海關に対して登録しなければならない。登録された場合、中国の海關から登録証が発行されます。これを基に海關總局から各税關にいまコンピューターベースで連絡がいっているようです。それで中国の海關に対する水際取締りの申請という形になります。中国の海關に対して登録された後、中国の海關のほうは疑似商品を発見して権

利者に通知するというフローになっていきます。

こここのところでいま2つの大きな問題があると思います。まず中国の海関側の問題点ですが、いろいろ訪問をしてみますと、商標権者を含めた形で知財権の権利者側の顔が見えない。せっかく模倣品を見つけても、どこに連絡していいのかわからないということをよく言われます。抜取り検査のために全品のチェックはしているわけではない。大体日本の税関でいくと2%~3%ですが、中国の海關の人に聞きますとそれよりは少しは多いけれども、全品検査はどうしてもできないよということはよく言われます。中国の海關の人によく話を聞きますと、日本のメーカーは真偽判断のポイントを書面としてウツと提出してまいりますが、そういうものを集めると1メートル近くのデータになるけれども、そんなものをいちいち自分たちで読んで判断していくことは業務上はできない。それは反対に何らかの形で審査官に対して真偽の判断、こういうニセモノがあるよとか、ポイントはどうだよという説明をしてほしいようなことをよく言われています。そういう課題がありますので、税關のほうの基本的姿勢としては、権利者の訪問による真偽の判定を求めているのが現状だと思います。

例えばこれは深センの海關の例なのですが、深センの本局が管理をしている中国の海關の支所というのは、ここに書いてあるように23カ所近くある。そのうち大きな所としては例えば蛇口とかいう所がありますが、蛇口で疑似商品が発見された場合、本局に連絡が行きまして、本局の知的財産課から権利者側に連絡が行く。その際、権利者側としてはどういったような物なのかとか、疑似商品の写真が欲しいとか言うのですが、実際蛇口と知的財産課の所とはこの場合、自動車で40分か50分離れた所なので、実際に連絡のくる知的財産課の担当者は実物を見ていない。連絡をしている人間が実物を見ていないので、結局は蛇口の海關に権利者側が行って真贋鑑定を行わなければいけない、というのが現状だと思います。実際に私も行ってみたのですが、まず本局に行って、本局課からの検査許可を受けまして、実際蛇口に行くということで、権利者側も非常に大きな負担がかかっているのが現状です。

浙江省の義烏で出た場合、もっと場所的には離れていますが、実際には義烏の弁事処という所が疑似商品を発見して、その上の金華海關、それから杭州の海關の知的財産課から連絡がきています。そういうことで、こちらからその連絡がきた海關の職員に問い合わせましても、実物を見ていない中でのやりとりをやっていますので、結局は権利者側から真贋鑑定者を派遣しなければいけないという形になると思います。

中国の海關の人も話をしていますが、最近は模倣業者は頭がよくなりまして、例えば商標権でいきますと、そのものズバリを使うことをニセモノ業者が避けるような傾向になっている。これは弊社の例ですが、左側が本物なのです。我々この商品に対してはハウスマークであるCASIOのカシオ、それと"S-V.P.A.M."という商標、それからモデル名も"fx-82MS"という形で商標登録をしています。最近の傾向としてハウスマークが違う、"S-V.P.A.M."に対しては、そのイメージを真似た"SUPER"というもの、名前の"fx-82MS"に関しては"KK-82MS"と形状が似ていて類似のものを使っている。こういったものに対して、税關も差し押えていいのかどうかわからないというようなところで、税關も迷っているという話を聞いております。税關のほうに関しては類似商標も取り締まれるような方向で考えている旨を伺っております。

もう少しまとめますと、類似商標に関しては、例えば我々のハウスマークでいうと、"CASIO"に対して、"CASIQ"だと、すうっといきますと"CASILI"、この辺まではなんとかと思うのですが、CSIQUEになりますと文字数もだいぶ違いますし、

これがどういう形で判断をされるのかなと。あと意匠権、特許権に関しては侵害性の判断自体が難しいということで、そういった侵害関係に関しては権利者側と中国の海関側がもう少し話し合って、どういう形で進めていったらいいのか、関係を深めながら進めていくべき問題ではないかなという形でいま思っています。

実際の真贋判定の作業などですが、ここからが我々サイドの問題点なのです。中国の海關総局に申請した場合、我々としては例えば広州だと上海だと、特定の海關に対してやりたいと思っても、一旦申請をしてしまうと、全中国の海關でそういった疑似商品が発見されたならば、短期間で対応しなければいけない。連絡を受けてから例えば3日以内に鑑定することが条件になっています。中国の海關の人も話をしていたのですが、例えば量が少なくて権利者には対応してほしい。1回、量が少ないから対応しないよとパスされてしまうと、せっかくそういうようなニセモノを見つけても、権利者側からの対応がなければ次回、そういう同じことをやってもパスされるのではないかということで、権利者側には少量であっても対応をしてほしいという要望はされています。

実際に連絡がきた場合ですが、第一発目の通報の中で、どのような疑似商品、どのようなモデル名でどのようなものがという情報が第1段階としてわかれれば、ある程度権利者側も判断ができるのですが、先ほど申しましたように、実際に連絡をしてくれる人が実物を見ていないということで、とにかく来いと言われることが多い。そういった場合、営業マンなり工場の人間なりを行かせるわけですが、現行のモデルはわかっていても、古いモデルとか、全てのラインナップ、地域が違う仕向けのニセモノや何かもありますので、全ラインナップをわかっているわけではないので、どのような担当者を行かせていいのかわからないこともある。最初にどのような疑似商品が差し止められたのか連絡をいただければいいのかなと思います。

量的なものに関しても何個ぐらいという情報をいただける場合といただけない場合がありますが、その際に先ほど申しましたように、量が少ない場合、今回はパスするよということは権利者側の問題なのですが、税關からは量が少なくて来てほしいという形で言われています。

大きな問題として担保金の問題があると思います。担保金の問題に関しては、例えば5日以内に中国元で指定をされた金額を払わなければいけない。日本企業に関しては、そういった現金を中国元で約5日以内にというのは、具体的には無理な形になっています。担保金の金額に関しても法律というか文書で一定の基準はあるのですが、実際問題はネゴシアブルになっているのが現状だと思います。その辺のところに関して、中国の海關の方に聞きますと、きちんとこういった文書に基づいて金額は決められているということなのですが、今一、不明確なところがある。バンクギャランティでもいいということですが、実際には中国の取引先の銀行からのバンクギャランティでなければいけないとといった問題がありまして、担保金の問題に関してどういう形で扱っていくのか、これは権利者側にとって問題となってくるところかなと思います。

最終的な確認ですが、最終の裁定までにはいま時間がかかっています。我々を含めてもう1年以上、何の連絡もない案件もあります。先週なのですが、中国の南のほうの海關を回った際に、最終の裁定が出るまでにどのくらいかかるのかと伺いましたら、疑似商品を発見されて真偽の鑑定を行って、裁定というか判断を30日ぐらいでやりまして、あと2カ月ぐらいその中で検討をして判断を下します。それを出してから2カ月ぐらいの異議申立ての期間があるということで、半年から長くとも1年はかかるよという形で言われるのですが、実際問題、1年以上放っておかれる例もありますので、そういうところをどう

いう形で権利者側として働きかけるかということを、話していく必要があるのかなと思います。

担保金に関しては中国元で払っていますので、中国元で返ってきても今度、外貨への変換が困難だとかいう問題があると思います。

あと問題点としては滅却が完全にされているのかどうか。この辺の最終的な結果がどうなっているのかということがいま非常にわかりにくい状態になっているので、それを中国の海関と話しながら話が進められればと思っています。

分科会の最終的な目的としては、こちらからの要求を一方的に言うわけではなくて、海関と話し合いながら、安心して取り締まってもらえるような関係の強化を、日本企業としてまとまった形で話していければと思っています。そのためには、例えば表敬訪問だとか説明会だとかというものを隨時やっていければと思っています。

要望点に関しては、真偽の鑑定作業、担保金、情報の開示、それから最終的な侵害品の滅却等の確認、この辺をどうやっていくのかということを話し合いながら進めていければと思っています。以上です。

水田（ジェトロ上海）

荒川さん、どうもありがとうございました。続きまして私から「2005年度上海IPG模倣品水際対策ワーキンググループについて」という1枚のペーパーを基に説明させていただきます。

まず活動の目的ですが、上海IPGメンバーのうち、中国で生産された模倣品が第三国に輸出されるという被害を受けている企業同士で情報の共有を図り、問題解決の糸口を探るというのが1つです。2つ目、海関当局との意見交換などを通じて、当局との関係強化を図る。3つ目が、先ほども話が出ていましたが、最終的には中国の海關による知的財産保護の法的な根拠となる法令の改善に向けた、日本と中国の政府間交渉等への情報提供、そこまでもっていきたいと思っています。

2つ目が参加資格です。まず上海IPGメンバーで、かつ中国で生産された模倣品が第三国へ輸出された経験を持つ当事者であること。実際に自社が被害を受けているという方が前提です。2つ目、このワーキンググループ会合の場で、自社の被害状況や取組みについて情報発信ができる事。これは今後、例えば上海、浙江省、広東省といった海關、場合によっては北京の海關総署に行って、実際にワーキンググループメンバーから、うちはこんな被害があるということを情報提供していただくことが出てくると思います。

3つ目、先ほども話がありましたが、実際、海關に自社の知財権を保護してもらうためには、海關総署に知財権を登録しないといけないのですが、今回は登録していない企業でもワーキンググループへの参加を認めます。

3番目、参加企業数です。現在全部で6社のメンバーが既に参加を表明されておられます。6月24日に一度この6社が集まって意見交換を行い、参加企業数の目安を15社程度と決めました。ただ、15社を超えた場合は受け付けないということではありません。

4番目とも絡んでくるのですが、例えば現在参加されている6社の中で、東洋紡績さんは、大阪の本社の方がメンバーになっていまして、6月24日のワーキンググループのプレ

会合の時も、大阪からお越しいただきました。上海IPGメンバーは、上海にいらっしゃる方以外にも北京、広東省、日本からの参加者などもいらっしゃるので、そういう方も是非仲間に入っていただいて、いろいろと情報を共有していきたいと思っています。

4番目、ワーキンググループ会合の開催日は、できるだけ上海IPG会合の前日に行いたいと考えてあります。それは遠方の方でも上海IPG会合とあわせて参加できるため、参加しやすいと考えるからです。上海IPG会合の前にワーキンググループ会合をやって、その内容を翌日の上海IPG会合で、皆さんに報告するということを考えています。

今日ここに参加されていないメンバーの方もおられますので、今日、明日中にメールで呼びかけるようにいたします。7月29日を目処に募集を締切ることにさせていただきます。

次回の上海IPG会合が9月9日にありますので、9月8日に第1回目のワーキンググループ会合を開催する予定です。9月8日に何をやるかは実はまだ決まっていませんが、1回目なのでまずメンバーの皆さんどのような被害を受けているのか、どのような経験をされているのか、などを出していただいて、それを踏まえた上で、今後のワーキンググループ会合では、例えば上海海関を訪問し、模倣品の鑑定というのが具体的にどのように行われているのかというツアーの実施等も考えていきたいと思っています。これまでの内容で、ご質問やご意見はありますか？

宇野氏（オムロン）

意見というか質問込みなのですが、いま水田さんが言われたように、いつまでやるか決まっていない、とにかくやってみようという方針だということなのですが、まず1点目、これから決められるのかもしれません、どこの税関を中心に、どういうレベルからいこうとされているのか。例えば国家レベルなのか省レベルなのか、省でも非常にたくさんありますし、その模倣品関係においては浙江省であるとか、広東省であるとかこの辺がやはりメインになると思うのですが、あまり効果的でない所を攻めてもというか、当たっても、あまりいいものが出てこないのでないかと思うので、どこをターゲットにするかというところを明確にしていただきたいというのが1点です。

2点目がアウトプットイメージなのですが、日中政府間交渉等への情報提供を行うことということなのですが、ここ数年来の感じですが、日中政府間交渉に出すというのは非常に大事なことなので、私も何度かそういう場に出たことがあります。中国側の答はいつも決まっているかと思います。「頑張っているんだけど」というようなことなのですが、こう言われた時点で、では、終わりという感じなのか、何かが変わるまでやるのか、その辺が今一、漠然としてはっきりしないなということなので、どういった形で、どういう場で、例えばジェトロさんとしてIIPPFのほうにきちんと定期的に情報発信をして、その計画されている日中政府間交渉の場で責任ある方が話をされて、きちんと話を持ち帰るだとかいう形で、誰にでもわかるというか、ビジュアルになる形で情報発信、アウトプットをやっていただきたいなと感じます。

荒川氏（上海IPG『模倣品水際対策WG』リーダー、カシオ計算機）

まだ具体的な計画は決まっていませんが、最初の質問に関して、どこの海關に対してするかということに関しては、メンバーの集まり具合によると思うのです。実際に水際海關、取締りをやってもらってこう思うと。実際に取締りを行ってもらっている海關に対して、まず働きかけるのかなと。我々などで言うと、そこまで行けるかどうかはわかりませんが、

チベットのラサ海關だとかいう所も回ってみたい所の1つだと思います。例えば大連のほうのものですね。そういうような上海からは離れていますが、実際に水際取締りのあつたその海關に対して行って話を聞いて、問題点、権利者側からの問題点、海關から見た対応上の問題点の話を中心に、実務に沿った形の話し合いをしていければなと思います。そういう面からいきますと、中心としてはこちらの分科会で上海IPGなので、第1の目標としては上海の海關、あと大きな所としては南のほうの広東省の海關がメインになるのかなと思っています。

水田（ジェトロ上海）

補足ですが、まず今後、具体的にどの地域にアプローチしていくかという話は、実際にワーキンググループメンバーの声を聞いてみて、そこで具体的に上海海關がいい、あるいは広州の海關に行きたいという意見を踏まえた上で、今後どうしていくかを決めます。上海IPGだから上海周辺の海關しか対象としないということではありません。

先ほどの宇野さんのご質問の2番目にも関連してくるのですが、最終的にはこのワーキンググループ活動でまとめた提言をIIPPFや日中政府の2国間交渉の場などで活用してもらうことを視野に入れてあります。少し時間を過ぎてしましましたが、せっかくなのでご意見とか、私もワーキンググループに参加したいという方がありましたらお願ひします。

別所氏（ホンダ）

1点、私の会社で悩んでいることがありますので、是非、検討の対象に加えたらどうかなという提案です。いま荒川さんのお話を聞いた中では、税関に知財権を登録して、疑似商品の連絡を待った後の問題点であったかと思います。私どもが悩んでいますのは、相手がわかっている、輸出先もわかっている、どこの税関かもわかったことがあるのですが、それを積極的にこちらから税関で差し止めもらうという方向のアプローチ。これは、結構調査のノウハウとかいろいろ難しいところがあると思うのです。つまり待ちではなくて攻めのほうを、是非検討に加えていただきたいと思います。

ヨーロッパですが、東南アジアで中国から出たということがわかっていて、現地で訴訟をやっている事例がたくさんあります。こういったものを中国の税関、水際で止めたいのですが、これは事実上困難になっている。つまり税関で見つけてもらうのを待っているのではなくて、相手がわかっているのでこちらから攻めるやり方を、是非検討対象に加えたらどうでしょうかという提案です。

荒川氏（上海IPG『模倣品水際対策WG』リーダー、カシオ計算機）

ただ単に待っているということではなくて攻めということだと思うのですが、中国の海關だけではなく、香港でも日本の税關でもそうなのですが、いつ、どの便で、どういうようなニセモノが通関されますよという情報をいただければ、それは必ず取り締りますよということは、どこかの海關、税關でも言われます。実際問題として、そういう情報を権利者側がつかむのは非常に難しいのです。中国の海關から言わせれば、権利者側が調査してそういう情報をいただきたいというようなことを話しているのですが、我々からそういった積極的な情報を持つていれば出すことは、どこの税關でも現在の状況ができると思います。そういう意味で実際の取引量の多い海關の職員に対して、こういうニセモノが出ているとか、こういうようなものを注意して見てほしいというような働きかけをすること

が、一種、中国の海関に対して権利者側から働きかけることではないか、そういうことはやつていいきたいとは思っています。質問の回答になっていればと思います。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、「知的財産権保護官民合同訪中代表団ハイレベルミッションの結果概要」というペーパーを配付しておりますが、このミッションに実際に参加された上海IPGの津田グループ長よりご報告をお願いいたします。

津田氏（上海IPGグループ長、住友化学）

皆さんこんにちは。今回6月12日から16日にかけてこのミッションに参加させていただきました。お手元の資料の3項目、知的財産関連中央省庁10機関を訪問したその結果概要を簡単にご説明いたします。それと併せて感想も少し述べます。

総論としましては、日本側からの協力の提案と、そして中国政府に対する要請がメインです。取締り強化への協力につきましては、模倣品、海賊版取締り強化支援をはじめ。当方から提案した協力要請事項が中国側に受け入れられ、今後の実施に向けてハイレベルの合意が得られました。

もう一つの要請ですが、特に最優先要請事項であったデザイン模倣の保護強化について、法改正案を示し要請しましたが、この日本側の要請内容を真剣に検討していくことが表明されております。また、法改正の発表や重大な知財保護の報道を行うときには、関連資料、情報を日本側に提供することが約束されました。特に商務部では日本側の提案を呉儀副総理、薄熙来部長にも、必ず報告するとの約束がなされました。

各論では、これずっとありますが内容は省略します。メインはこの取締り強化への協力と要請です。特に取締り強化等への協力というのは、模倣品の見分け方、真贋判定、また商標権侵害となるか否かの判断基準などについて、事例集の提供やそれらを使ったセミナーの開催、過去に他国で知的財産侵害品の取引をした者の情報（ブラックリスト）とか、著作権者情報の提供等を通じて、日中で知的財産権侵害品対策の強化に向けて協力していくことで合意しました。

要請事項についてはこれは細かくありますが、以下の7つの項目について今後のフォローアップについて、具体的に協議しました。特にこの6番目については水際における権利者負担の軽減とかについても、税関でいろいろお話を来て、また次のフォローアップ事項として具体的にどうやっていくかということも協議されています。

今回のミッションに参加しての感想ですが、ご存じのように2002年に第1回目の官民合同ミッションが派遣されて今回は3回目です。今回は日中間は政治的に非常に微妙な状況があるのですが、中国側のミッションに対する対応は非常に好意的なものでした。また日本側から各種の提案、協議事項について積極的に取り組む姿勢がうかがわれました。

この理由は、今回のミッションは3回目ですが、このミッションの宗国団長がこれまで1回目、2回目とも全てに参加しておられまして、中国側の幹部と非常に懇意な関係でいらっしゃる。またミッション派遣の前に丁度、日本に訪問しておられました呉儀副首相と面談されて、今回のミッションの趣旨、また日本側の意向を説明しておられて、そしてまた、今回のミッションの中国に対する基本方針、問題点に対する具体的な協力事項の提案、また実施計画について協議するという姿勢でアプローチしております。これに対して中国

側も非常に真剣に、私どもミッションの協議を受け入れるという素地があったことによるものと思います。

今回の成果の1つに、今回の中国政府との協議で、各種の課題についてフォローアップ事項がまとめられています。今後の対応については、中国側の各当局及び日本側の窓口担当者が双方で確認されました。中国政府、特に中央政府機関に対する日本側の窓口は、現地ではジェトロ北京の知的財産権室室長の後谷様、また日本では経済産業省大臣官房参事官吉田雅彦様が正式に決まっております。皆さま方の日本のご本社でいろいろ相談事項があれば吉田様にご連絡いただければ、経済産業省及び特許庁の関係部門との調整をいただいて、対応いただくことになっております。ちなみに吉田参事官の電話番号は03-3501-1701でございます。また、上海ではジェトロ上海知的財産部の部長の水田様にいろいろご相談いただければ適宜、水田さんのほうから後谷様、吉田様のほうに連絡いただいて調整いただくことになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

このように、今後の各種の重要な課題とか、その実務協議事項については、この連絡窓口を通して官民が一体となって、さらなる意思疎通が行なわれるシステムが構築されましたので、これも1つの前進だと思います。

最後に、今回の中国側と協議した事項、その後の進展状況についてです。経済産業省から次回以降の上海IPGに参加いただいて、ご報告をしていただく機会を是非設けるということでお願いしようということで、上海IPG事務局より経済産業省にご協力ををお願いするつもりです。現時点ではいろいろフォローアップ事項とか、これをどうするということが話されています。例えば1ヶ月後、2ヶ月後、今回協議をしたことが双方どういう進展になっているのか、そういうアップデートな情報を次回、経済産業省からも上海IPGの皆さんにご報告いただこうと思っております。以上でございます。

水田（ジェトロ上海）

いま津田グループ長からお話をありましたとおり、日本政府の対応ということで、一度経済産業省でこの問題を担当している模倣品対策室の吉田さんに、是非11月以降のなるべく早い時期に上海IPG会合の場で、日本政府の取組みについてお話ししていただく予定にしております。それでは、時間がだいぶ過ぎてしましましたが、引き続きホンダ技研工業の別所さんから、業界としては非常に先進的な取組みをされている日本自動車工業会の中国における模倣品問題の取組みについて、お話ししていただきます。

別所氏（ホンダ）

皆さんこんにちは。ホンダの別所でございます。「日本自動車工業会の中国における模倣品問題の取組み」とということで、ジェトロの水田さんから紹介をしてほしいということで、私でよろしいのかと思いましたが、長年自工会の知財部会の活動をしているということと、北京に駐在しておりますのでお引き受けした次第です。今日は大きく4つの項目でご紹介しようと思っています。お手元にお配りした資料は不完全な状態で水田さんにお渡ししておりまして、若干内容が異なりますが、プロジェクトを見ていただければと思います。

目次にこのような知財保護活動の契機、JAMAというのは自工会ですが、自工会メンバー企業の有志の活動ということまで、大きく4項目でご紹介したいと思います。IPGのメンバーの皆さまはいろいろな業界があると思いますので、なるべく網羅的にというつもりでご紹介しようと思っています。先ほど津田グループ長から国際知財保護フォーラム

のミッションのお話がありましたので、若干メリハリを付けてお話ししたいと思います。

内容のご紹介ですが、自動車工業会の知財保護活動の契機なのですが、いまを遡ること7年前、98年の3月に、初めて中国の訪問団ということで、自工会13社の知財部門のメンバーで中国を訪問いたしました。このときの政府機関は、ここに挙げましたような工商局、專利局、最高人民法院。あと、特許事務所であるとか、民間企業、そして、部品市場、模倣品の現場、こういったものを視察したわけです。これによりまして、訪問前は、中国の不正な商標の使用を商法関係各社で情報交換をするであるとか、また、各社ごと、ケース・バイ・ケースのアクションをとっていたものが、自工会各社全体の中国における模倣品問題の認識が格段に向上いたしまして、各社連携した模倣品対応が始まったと、こういった契機です。

この98年当時ですが、これは中国のオートバイ産業の状況ですけれども、生産台数を表したグラフでありますと、90年当時から急速な勢いで、約10倍ぐらいになるでしょうか、98年まで増加していた時期であります。98年、99年ごろに、ほぼ中国国内の市場は、頭打ちになりますと、このグラフでいきますと、赤い色で示した所が輸出なのですが、輸出に振り向かれてきたと。中国国内の問題だけではなくて、第三国と申しますか、海外、世界中に問題が波及するという状況になっていったという認識です。

そこで、自動車工業会としては二輪車の海外部会という部会の中に、中国ワーキンググループを設定いたしました。これが99年の3月です。設置の目的ですが、知財問題の是正と、中国の政府機関、業界との交流ルートの確立という目的で設置したわけです。2000年3月までの1年間は、主に活動計画の策定、情報収集という活動をしておりまして、その中で、アジア二輪車会員、これはたしかインドの二輪自工会が主催したのですが、そこに参加して、中国の自工会に相当します「中国汽車工業協会」と、初めて交流をいたしました。ここで今後の活動計画を定めたわけですが、まずはその対応策検討のために実務部隊を中心とした訪中ミッションを派遣しようということ。それから、中国汽車工業協会、我々のカウンターパートを介して、中国の政府部局と接触しようというような計画を立てて、活動を開始しました。

まず、活動計画の中の訪中ミッションですが、3回ミッションを派遣しておりますと、2000年の3月には、現状把握とグローバルスタンダードに合致した対応策の策定、2000年の12月のミッションでは、中国政府と、中国二輪車産業に対する対応策のアプローチ。三次のミッションは、2001年7月になりますが、国際ルールに合致した仕組みとする提案などを踏まえて、3回のミッションを派遣したわけです。この3回のミッションで我々が学んだことですが、訪問団を派遣して、中国政府に要請をするであるとか、カウンターパートの中国汽車工業協会と交流するというだけでは、二輪車の知財問題の是正は困難であるというように判断いたしました。何か業界間の恒常的な話し合いといいますか、知財問題解決の仕組みづくりが必要であろうと、こういう課題意識に至ったわけです。

そこで、総仕上げとしまして、各社の役員を中心としたトップミッションというものを2002年の2月に派遣いたしました。第1回から第3回のミッション総仕上げという位置づけで、日本の自工会と、中国汽車工業協会の間で、後ほど詳しくご説明しますが、知財権の共同プロジェクトを立ち上げるという目的であります。このために、中国の政府要人との会見、さらには合意書への調印などを行いました。メンバーはこのようなメンバーでありますと、訪問先ですが、呉邦国副総理、当時の市場経済秩序整理整頓・規範化指導のプロジェクトリーダーと位置づけたと思いますが、当時の呉邦国副総理に面会をして、継続的な模倣品取締りの要望と対策の強化はまたしたわけですが、さらには我々業界団体で、

知財権に関する共同プロジェクトを開始しますので、この理解と支援をお願いしますと、このような形で知財権共同プロジェクトへつなげたわけです。

これがそのときの写真です。ヤマハの当時の会長でありました長谷川会長と、呉邦国副総理が面談して、いまのような要請、それから、協力支援要請をしたわけです。

いまご紹介しました知財権共同プロジェクトは、恒久的な仕組みづくりということなのですが、これを詳しくご説明したいと思います。これは、上の緑色の所にありますような日本の二輪車産業界、日本自動車工業会ですが、これと中国の汽車工業協会、この間の、業界間の知財権、共同プロジェクト、民民のプロジェクトあります。目的ですが、知財権の共通認識を深めるということ、それから、尊重意識を向上させるということです。これにより、紛争の未然防止ですか、または、その独自技術開発の進展、二輪車産業の健全な発展、このようなことを通じて二輪車産業のプレゼンスを向上させようと、このようことでこのプロジェクトを開始いたしました。

プロジェクトは大きく4つのステップで構成されておりまして、ステップ1、類似意匠の研究会。日中の企業間の類似意匠の理解レベルを合わせようということです。また、知財権シンポジウム。これはセミナーが主な中心になるわけですが、知財権保護の必要性の認識などの共有化。ステップ3として、中国の二輪車企業。これはコピーをしている企業がほとんどなのですが、こういった企業の知財担当者を日本に招いて、日本での知財管理を勉強してもらおうと。このような3つのステップ、この3つのステップは、知財の啓蒙とかレベル合わせということなのですが、これを介して最後に、知財の紛争調停組織を業界間で共同で設置しようということで、このプロジェクトの達成ということで開始いたしました。

まず最初に、ステップ1の類似意匠研究会、これは2002年には天津、2002年11月には広州、2003年11月には浙江省の温州ということで、3回開催いたしましたが、主に講演と事例研究で構成されておりまして、事例研究も、意匠権の類似の理解を深めるという目的で、段階を追ってだんだん高度なレベルを持っていったということです。第1回は意匠の類似の基礎の勉強、第2回は登録性の判断の実習、3回目は無効審判とか侵害訴訟、紛争事例の原告、被告の討論といったものを介してコピー社メーカーにも、商権の類似であるとか、登録性判断といったものを勉強していただいたわけです。

そのときに使った資料をご説明すると内容がわかりやすいと思ってご用意したのですが、オートバイの、これは第2回の登録性判断の実習資料なのですが、左側のオートバイがすでに公知である場合に、右側のものが登録性があるかどうか、このようなものを具体的に事例を通して実習をいたしました。例えばこのように歴史的に、左上が古いオートバイなのですが、このようなスポーツタイプのオートバイでは、デザインが変遷しているといったところから、一般消費者が注意を引くような要部はどこかというようなことを勉強しまして、このオートバイの場合には、燃料タンク、シートなど4つの部分が要部と考えられるわけですけれども、その要部の類似・非類似の比較を通して、この場合は、非類似で登録性ありという答えだったのですが、このような具体的な事例を通して、日中のオートバイメーカーの知財担当者が理解を深め、共通認識を持っていったという状況です。

これは第3回の類似意匠研究会の資料で、無効審判の請求人と非請求人の討論の資料です。先ほども紹介があったと思うのですが、左側が現実にある某認証出願でありまして、右側の引用文献を持ってきたときに、意匠権者と無効審判の請求人、これが意見を闘わすということで、その材料に使いました。具体的にはこのような赤丸を付けた差異点ですと

か共通点といったものを比較して、討論をしていったわけです。第3回では、侵害訴訟、少々生々しいものも材料に挙げまして、この場合は、左側のオートバイが意匠特許があると仮定して、右側の侵害製品をつくっている企業と、左側の意匠特許を持っている企業というように、日対中の構図にしないで、日本企業2社と中国企業2社とかのグループにして、被告側、原告側に分かれて模擬裁判のような討論をして勉強したという研究会です。

ステップ2の知財権シンポジウムについてもご紹介いたします。2002年の6月と2003年の9月に北京で開催いたしました。内容ですが、第1回は知財管理をテーマにいたしまして、日中の官側による制度に関するセミナー、それから、日中の民側による知財管理のプレゼンテーション、最後は知財管理に関するパネルディスカッション、このような内容です。第2回は、意匠の勉強もかなり進んできたということもありまして、意匠の類似テーマに絞ったシンポジウムを開きまして、このときは、戦略的に何か我々のほうが知財の実務経験は豊富ですので、中国企業側は、何か日本にうまく騙されているのではないかとか、日本の都合のいいように類似判断しているのではないかという意見も、アンケート調査などからわかってまいりましたので、欧米の意匠の類似判断のようなものもセミナーでやっていただきました。また、中国の官の方、知財局の各種委員会の意匠の審判官の方から、意匠の類似判断。また、パネルでは、るべき意匠の類似判断ありますとか、さらには、最終的な目的である調停機関の設置ということもありますので、調停に関する理論と実務というようなシンポジウムを開催いたしました。これがそのときの様子です。1回、2回とも、約100名ほどの参加者がありました。

ステップ3の、中国二輪車企業の知財担当者の来日視察交流会ですが、新聞に載りましたけれども、各社の知財部の訪問でありますとか、日本特許庁の資料館、万国工業所有権資料館を訪問しまして、検索の実務とかこういったもの、日本の知財の保護レベルといったものを体験していただきました。

以上をまとめますと、2002年の3月から2004年の1月ぐらいまで、意匠研究会、シンポジウム、視察交流会などを、ここに星印を付けたようなスケジュールでやりまして、途中、SARSによる中断などもありましたが、紛争調停機関の設置に向けて意識レベルを上げるとともに、その準備をしてきたわけです。そして、2004年の3月に紛争調停組織が設置できたという状況です。この紛争調停組織は、日本自動車工業会と中国汽車工業会などで、調停規則でありますとか、調停人候補、こういったものを協議検討を重ねてまいりまして、これをもって、すでに既存の中国国際商会調停センターといった調停組織と調整をしてしまって、交渉し、オートバイの知財に特化した調停組織をつくり、そこに業務委託をしたという状況です。ただ、設置から約1年ちょっと経っているわけですが、設置後の課題としては、調停費用の理由によりまして、なかなか敷居が高いと。紛争金額100万元で調停費用が17.5万元、ということで、実際には調停の利用度が低いのが現状です。

これが委託協議書に署名したときの写真です。新聞にこのように取り上げられました。このときは、業種別で初の枠組みだということで、積極的に利用が期待されたのですが、現実には、先ほどの調停費用の問題でなかなか難しかったという状況です。

先ほど津田グループリーダーのほうからもご紹介がありましたが、国際知財保護フォーラムなど、業界団体として活動に参加しております。国際知財保護フォーラムは、皆様ご案内のことと思いますが、自工会など76団体が加盟しております、国際的な知財の保護、促進の寄与のために活動しております。座長は自工会メンバーの弊社ホンダの宗国顧問がしております、先ほどご紹介がありましたような重点の要望項目に、我々の業界の実例

でありますとか要請を反映しているということです。具体的な参画としましては2つのプロジェクトに参画しております、第1プロジェクトとして、産業界からの提言策定プロジェクト、さらには、外国政府への要請プロジェクト、このようなものにメンバーを派遣して参画しております。このような日本政府との関係の取組みでは、模倣品問題に関する見解書などの提出も、自工会としてはしております、知財戦略推進事務局であるとか、経産省の自動車課、特許庁などにも我々の問題に関する見解書を提出しております。

最後に、自工会メンバー企業有志の活動ということでいくつかご紹介したいと思います。まず上海会議ということで昨年行った活動なのですが、中国における知財摘発活動を効率よく進める調査手法であるとか、摘発手法などを検討する目的で会議を開催いたしました。実際は、私どもとか、ここにご参加の皆様が使っていらっしゃると思うのですが、調査会社間の競争の促進といいますかね、いい意味で競争していただくというような目的で開催したものです。具体的には中国の政府機関、調査会社、そして自工会メンバーの有志が意見交換を実施したものです。昨年の6月に開催しました。自工会メンバーは9社、政府機関は6機関、調査会社はここに示しますような7社で会議を行いまして、実際にそれぞれノウハウの共有であるとか具体的な競争の促進というようなものを図ったわけです。

このような活動とはまた別に、私ども、共同摘発というのを恒常的にやっておりまして、私ども日本自動車工業会だけではなくて、ドイツの自工会とも、ミュンヘン、デトロイト、ドバイ会議などで、3回ほど会議を行いまして、連携をしております。また、3極のCO会議というのがあって、これはモーターショーに合わせて開催されるわけですが、このようなときにも、模倣品問題を取り上げているという状況です。

少し共同摘発の具体的な中身をご紹介しますと、自工会メンバー企業、ここにありますような、これは事例ですので6社だけご紹介しておりますけれども、ほかに欧米企業ですね、ブジョー、BMW、ダイムラー・クライスラー、こういったようなところと共同で摘発を恒常的に実施しています。この色で囲った枠がですね、まずは事件に応じてこのようなメンバー企業でグルーピングしているわけでありまして、このグループで模倣品業者相手に対応をするというところです。昨年度の弊社ホンダが参加した共同摘発ですが、26回ありました。メンバー企業によってはもっと多いのではないかと思います。ここにご参加の皆様には、いまさら申し上げることではないかもしれませんけれども、共同摘発の効果としては、大きく3つあると思います。まず最初は何と言っても費用の削減でありまして、摘発費用を参加各社で案分するということです。これでも、長年我々はこういった共同摘発を通じて、大体こういう費用対効果に落ちつきつつあるのですけれども、調査会社に基本費用を支払いまして、その他のサービス費用は、各社の実際に摘発した個数で案分していくというような形で落ちつきつつあります。

また、摘発の前に調査も必要かと思います。調査費用も、昨今は削減されておりまして、どういうことかと申しますと、もちろん調査を依頼する場合はあるのですが、最近は、我々からは、調査依頼は調査会社に行わない。でも、調査会社のほうから売込情報が毎週数件くる。年間でいくと、200件近くきているのではないでしょうか。自動車部品のニセモノ情報を調査会社が恒常的に調査し、各社に売り込んでくるというようなルートが最近では確立いたしました。これにより、我々から積極的に調査してくれというようなことをやらなくとも、実際に摘発まで至るというような状況になっております。

また、先ほどの上海会議の目的でもありましたが、調査会社間の競争もあり、私が97,8年当時調査会社に依頼したときの費用からすれば、約半分近くになっているのではないかと思います。いい意味での競争も起こっておりますし、また、売込情報の制度もだいぶア

ップしてきていると思います。

2番目の効果の話もしましたが、調査会社自身も、こういった我々、共同掲発をしていることからレベルアップしてまいりまして、調査精度の向上ですね、具体的には売込時、調査時ということになると思いますが、そのときの情報、例えば「弊社のオイルフィルターが5,000個ありました」という情報で売り込んだのですが、実際に掲発してみると、1,000個しかなかったと、このようなこともだいぶなくなってきたのではないかと思います。また、真贋の見極めというのも、経験を通して調査会社だけでやれるようなケースも増えてまいりまして、こういったものもレベルアップしていると思います。また、先ほど新聞記事の紹介もしましたが、社会的な認知度も向上しているということもあるかと思います。このようなことから共同掲発に大きな効果を得ているという状況です。

若干駆け足でしたが、皆様の掲発のお役に立てば幸いと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

別所さん、どうもありがとうございました。だいぶ時間にご配慮いただき、時間どおり質問の時間も作っていただきました。皆様の中でご質問のある方がいらっしゃいましたら挙手をしていただけますでしょうか。

では、また私から質問させていただきますが、先ほど2004年3月に自工会としての調停機関をつくったという話があり、ちょうどそれが出来てから1年ちょっと経過していますね。そういう中で、先ほども調停の実際の事例が思ったほどそんなにないというお話をされたのですけれども、その辺、差し支えない範囲で、どの辺が問題になっているのか、あるいは、どういうところを改善したらもうちょっと利用する件数が増えるのかを紹介いただければと思います。

別所氏（ホンダ）

そもそも調停機関の設置ですけれども、やはり裁判外の紛争処理制度ということで、これをうまく活用していこうという考え方の基になったのが、どうも実際に弊社などで提訴してみると、中国企業は、メンツといいますか、裁判で被告になるとメンツがないとかですね、何かそういったところで。または、敗訴すると、これはかなりメンツないわけでありまして、何て言んですかね、無駄な抵抗とも思えるような抵抗をするケースがあったのですね。つまり、冷静ではない対応だと思います。例えば某認証出願で、若干脱線しますが、どう見ても敗訴するのに、第二審まで闘う。相手の弁護士に聞いたのですが、「何で闘うのですか」と言ったら、「途中で諦めたら日本企業に屈伏することになる。非常にメンツがない」と。「最後まで闘えばそういうことはないんだ」と。「負けるのはわかっている。でも最後まで闘う」と。時間とお金の無駄なのです。これに対して、調停であれば、当事者が合意しない限り基本的には秘密でありますので、そういうメンツの問題は解決するのではないかと。裁判より冷静に話せるのではないかというのが我々の疑惑だったのです。ただ、悩ましいところは、調停である以上、やはり当事者が真剣に話し合うために、ある一定の拘束をかけなければならないということで、これは仲裁でも同じだと思うのですが、やはり調停費用は高額にならざるを得ない。私の理解ではそうだと思います。後ほどノムラ先生にコメントをいただければと思うのですが。こういったところが悩ましいジレンマであります、調停をやる以上、やはり裁判よりどうしても最初の敷居を高くせざるを得ないというところが問題です。こういったところから、実際には何でしょうね、中国企業

も多少甘く見ているところもあるのかもしれません、もしかしたらメンツよりお金なのかもしれませんけれども、そういったところから、どうも調停費用が高額で乗ってこないというところが問題かなと思います。これら辺も課題として今後解決していくべきところかなと思っております。

水田（ジェトロ上海）

その調停費用というのはどういう費用になるのですか。

別所氏（ホンダ）

侵害訴訟がほとんどですから損害賠償を請求するようなことになると思うのですが、その請求額に応じた額になっておりまして、先ほども一部ご紹介しましたが、100万元で17万5,000元なのです。100万元の損害賠償を、例えば権利者であるホンダが請求したいと考えた場合に、最初に支払う費用が17.5万元。もちろん調停でホンダが勝訴と。ホンダ自身が認めるというような形になれば、それも含めて被告側が払うということになるかと思うのですが、かなり高額だということですね。ちょっと詳細なデータを持ってきておりませんのであれですが、訴額に応じて割合が決まっております。もちろん1,000万元とか1億元というようなことになれば、割合は下がっていく。ただ、標準的な100万から500万元ぐらいが損害賠償の大体落としどころかなと、いま中国では事実的になっていますけれども、これら辺でも17.5万元ということで、結構高いのですね。

水田（ジェトロ上海）

ありがとうございました。

竹本氏（サントリー）

この調停組織の件で1点質問させていただきます。自工会と中国汽車工業協会が合意して調停規則を作られて、国際商会に調停を委託するという仕組みですね。そうしますと、この調停に委託する枠組みの組織、企業というのは、この両協会に参加する企業のみに限定されるということでしょうか。1点はそれです。自工会の事例をから見てみると、やはり部品とか、いわゆる協会に属さない部分がありますね。その辺りも結構あって、こういった調停組織の思想を拡大していくことは非常に有効ではないかと思ったりもするのですが、その辺り、ちょっとご意見いただければと思います。

別所氏（ホンダ）

実際は、やってみようというのが正直なところでありまして、調停のこの機関を利用するというのは、両協会の参加企業であります。実質的に日本の場合には、自工会の二輪車企業というのは4社しかなく、中国の汽車工業協会は156社でしたかね、たしか加盟しているということで、ほとんど網羅している。実際の紛争も、この両社間で起こっているということで、まあ、やってみようと。もちろん部品メーカーとか関係してくる可能性もあったのですが、とりあえずは二輪の知財をということ。それから、やはり専門技術的である意匠というところに、意匠だけではないのですが、意匠にターゲットを絞っていたというところもあります、会員限定ということで始めたわけです。当然今後うまくいけば、枠を拡大していくとか、調停規則などの改定というのも必要かと思っております。

森田氏（富士フィルム）

貴重な資料の提供をいただきまして、どうもありがとうございます。プロジェクトの実施経過という2年ぐらいのスケジュールの表を見せていただいたのですが、いろいろなステップを踏まれて、最終的に調停機関の設置というところまで持っていかれているのですがこういう業界団体で、もちろんJ A M A の皆さん方が非常に関心を持たれて努力されてやられていたと思うのですけれども、こういうことをやろうと思うと、いろいろ一緒に考えていただけるパートナーというのが、必要だったのではないかと思います。どういう立場の、どういう人たちとこういうことを一緒に検討されたのか教えていただける範囲で教えていただければと思うのが1点です。

2点目は、いろいろこういうことやっていることが、新聞にとりあげられて日本で記事になっていいますが、中国国内でのPR活動は検討されたのでしょうか？もしされたのであればご紹介いただければありがたいのですが。

別所氏（ホンダ）

1点目の質問なのですけれども、検討のパートナーというのは、こういうようなプロジェクトの枠組みというか、こういう計画自体を日本自工会のメンバーだけで検討したのか、例えば弁護士さんとかそういう人を入れて検討したのかと、そういう意味でしょうか。

森田氏（富士フィルム）

はい。

別所氏（ホンダ）

これは、海外二輪部会中国ワーキンググループのメンバーのみで検討いたしました。私もそのメンバーで、大体この大きな枠組みを、ステップ4までこんな感じというのはですね、3年ぐらい考えましたかね。ただ、調停機関をこういった業界特定というようなことはあまり聞いたこともなかったのです。ただ、なぜこんなものをやったほうがいいかと思ったかというと、先ほどの、中国企業とのメンツ等の課題意識です。これについてはいろいろなところに話を聞きに行きました。もちろん調停のご経験の豊富な先生方とか、あと、日本弁理士会も、仲裁調停機関をたしか持っていると思いますけれども、そういったところとか、あと、知的財産研究所とか、そういうところへ話を聞きに行きましたが、基本的なプランニングは我々自身でやりました。

むしろ大変だったのは、やってみてわかったというのが正直なところなのですが、中国側ですね。これすべて、中国汽車工業協会の中にもですね、知財に関心ある企業の何名かの専門家グループって言ってましたかね、いまして、彼らと協議しながら進めていったわけですけれども、やはりそことのコミュニケーションがいちばん大変でしたね。ほとんどこちらの持ち出しということで、「次回までにこれを決めてきてください」なんていっても、まずやってこない。そして、いろいろ文句だけ言うと。そういうご経験の多い方もここにいらっしゃると思いますけれども、そんな形で、逆にそういうソラカルというか、やることで、双方の理解というか、そういうのは深まったかなと。ちょっと弊社の話で恐縮ですが、そのときに喧々諤々やった会社と、ライセンス交渉とか、その担当者とやっておりますので、非常にそういう意味でも意味があったかなと思っております。

2点目のご質問で、中国マスコミへのPRですが、これは大変慎重にやりました。様子

を見ながら小出しにするという。例えばシンポジウムなんていふのはスポットライト当たりますので、最初、中国のマスコミも呼ばうかという話があったのですが、私の記憶では、1回目はやめました。それから、2回目は、中国汽車工業協会側に任せました。呼んだかとか、取材を受けたかどうかはちょっとよくわかりませんが、中側に任せました。それから、あと意匠の研究会とか、視察交流会。意匠の研究会はクローズしたものですので、これについて中側のマスコミの取材などはなかったですね。それから、視察交流会は日本に来ていただくので、これも特になかったかと思います。最後の式典は、これはいくつか取り上げられたと思います。それから、このプロジェクト自身ではないですが、呉邦国さんとお会いして、このプロジェクトの立ち上げですね、これは中側のマスコミにだいぶ書かれたように記憶しています。日中共同プロジェクトということで、何か鬱う霧囲気ではないものですから、ポジティブに取り上げられたと記憶しています。いずれにしても慎重に対応しました。

森田氏（富士フィルム）

ありがとうございます。

水田（ジェトロ上海）

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。それでは、ちょうどいい時間になりましたので、これで別所さんのお話を終わります。別所さん、どうもありがとうございました。

それでは、これから大体15分ぐらいコーヒーブレークにしますが、2点事務局から連絡があります。1つは、皆様のお手元に、植保中国協会知識産権委員会がまとめられた、農薬のニセモノと本物の見分け方の手引書を配布させていただきました。これは津田グループ長からご提供いただいたのですが、今日はちょうど「日本の自動車工業会の取組み」がテーマということで、昨年12月に、この上海IPG会合でも津田グループ長から日米欧の業界としての取組みというお話がありまして、ちょうど今日のお話と関連するところがありましたのでご提供いただきました。是非これをご参考にお持ち帰りいただければと思います。実は、当初これをいただいた時に、80部あれば足りると思っていたのですが、今日はそれを超える申込みがありまして、後ろの席には資料を配布しておりません。ですから、もしこの資料がほしいという方がいらっしゃいましたら、私に言っていただければ、後日何らかの形でお渡ししますので、遠慮なくご連絡ください。

あともう1つ、今日もまたアンケートを皆様にお願いしたいと思います。今後取り上げてほしいテーマがありましたら、ここに書いてあること以外でもかまいませんので、是非ご記入いただき、終了のとき、机の上に置いておいていただければ、後で回収します。今回、先ほどもいくつかお話が出ておりましたけれども、中国のマスコミ対策という話が、皆様関心があるということで新たに入れたりとか、あと、一部の方からは中国における独自規格の動向に非常に関心があるという話を伺っておりまして、いくつか関連する情報を上海IPGメンバーの皆様にお送りしておりますけれども、そういうった話とか、これまで取り上げていない内容もいくつか入れてあります。

（休憩）

水田（ジェトロ上海）

これより「中国におけるデザイン模倣被害とその実務的対策 - 意匠権侵害訴訟を中心に

-」というテーマで、西村ときわ法律事務所弁護士の野村高志先生よりお話ををしていただきます。

野村先生について簡単にご紹介いたします。現在北京の对外経済貿易大学に留学されて、中国を修得されています。野村先生はこれまで日本や中国において、中国の知的財産問題についての論文を多数発表され、中国の知財問題に詳しく、今回北京からお越しいただきました。それでは野村先生、よろしくお願ひします。

水田（ジェトロ上海）

これより「中国におけるデザイン模倣被害とその実務的対策 - 意匠権侵害訴訟を中心に
-」というテーマで、西村ときわ法律事務所弁護士の野村高志先生よりお話ををしていただきます。

野村先生について簡単にご紹介いたします。現在北京の对外経済貿易大学に留学されて、中国を修得されています。野村先生はこれまで日本や中国において、中国の知的財産問題についての論文を多数発表され、中国の知財問題に詳しく、今回北京からお越しいただきました。それでは野村先生、よろしくお願ひします。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

皆様、初めまして。弁護士の野村と申します。本日は「中国のデザイン模倣被害とその実務的対策」ということで、大勢の方を前にお話をさせていただく機会を頂戴いたしましてお礼を申し上げます。

基本的に私のほうで用意したレジュメを基にお話いたします。レジュメが2種類あります、1つは「中国におけるデザイン模倣被害とその実務的対策」で7頁のもの、もう1つは「参考判例」で4頁のものです。

簡単に構成だけ申し上げます。本体の最初の2頁が、中国の意匠権制度についての基本的な概要です。3、4頁は、意匠権侵害への対処方法、デザインを模倣された場合にどのような方法をとれるのかのポイントです。4頁の終わりから最後までは、意匠権侵害訴訟の諸問題ということで、特に訴訟、内容的には侵害訴訟だけではなく、審決取り消し訴訟のような行政訴訟も対象にしているのですが、その実務上の問題を紹介しています。この第3部のところで、著名な裁判例も具体的に紹介させていただきたいということで、その裁判についての資料が、付属の4頁ものの資料になっています。両方を見ながらやらせていただこうと考えています。

私は今年の2月に北京のIPGさんで、ほぼ同様のテーマでお話をさせていただく機会がありました。北京のIPGさんに属している方は、かなり知財の専門家の方が多いということで、テーマはほぼ同じなのですが、制度の内容や細かい部分も含めて具体的に紹介させていただきました。

上海のIPGさんでは、必ずしも知財の専門家でない方も多数おられるとお伺いした上で、基礎的なところから、かつ具体例を踏まえて、内容的にポイントを変えてお話をさせていただきます。

私は弁護士になりまして8年目になります。最初は大阪の事務所に3年おりまして、その後東京の渉外事務所に移り、いまの事務所は5年目になります。東京に移ってから、中

国案件を手がけるようになり、中国案件に関するキャリアとしては4年少々です。内容的には、知財だけではなく、いわゆる投資案件で、合弁企業や独資企業の設立、出資持ち分譲渡、企業再編、撤退といったものから、取引契約を含めいろいろな契約交渉や契約のドラフティング、M&Aも結構手がけておりました。

知的財産権侵害ということで、知財に関することもいろいろやらせていただいておりました。そういう経緯で、論文や講演等で、もっぱら知財に関するなどを紹介したり、お話ししております。そういうことで、知財の専門家みたいに言われることもありますが、仕事としてはいろいろやっております。

次に、中国の模倣侵害における意匠権侵害の位置づけということで、私自身の経験というか、実感から言いますと、いわゆる中国法の業務を手がけるようになって4年余りと申し上げましたが、大ざっぱに言いますと、最初の2年ぐらいは知的財権侵害と言っても、商標権侵害が中心です。コーポレートマークといったものの侵害に関する相談や対応が中心でした。

後半の2年ぐらいになると、商標の問題も引き続きあるのですが、意匠権侵害、要するにデザインを真似された。デザインに関する権利は持っているが、そのデザインを盗用されて、それに対してどう対処ができるのかとか、相手方の意匠登録をどのように潰したらいいか。そういう意匠権、デザインに関する権利の相談がだんだん入るようになってきました。自分の経験としても、中国における模倣品に、1つの変化の流れがあるのではないかと感じてきました。

これは模倣品業者側から考えますと、最初は模倣品ですからデッドコピーということで、商標だろうが、意匠だろうが、とにかく引っこくるめて、そっくり同じ物を作つて売るということです。会場にいらっしゃる多くの企業さんが、特に商標に関しては中国でいろいろ対策をとられていると思います。特にAIC、中国の工商局において商標権侵害に対する対応策をとられているとか、調査会社等を通じて、そういう対策をとられている企業さんもたくさんいらっしゃると思います。商標に関しては、類似しているという判断も比較的簡単ですし、ある意味素人にもできるところがあります。商標権侵害については対策が取りやすい。対策が取りやすいというのは、模倣業者からすると摘発を受けやすいということで、彼らも学習して、商標は真似しませんと。でもデザインは真似ますということで、商標だけ変えて、他は同じだと。デッドコピーのうち、商標を除くデッドコピーという形が増えてきた。そうなると、権利者側としては新たな対策を考えざるを得なくなつた。要するにそういう状況があるのだろうと理解しています。

私自身はそのように理解しておりますが、いろいろな方からお話を伺つたり、各種統計資料を見ても、やはり日本企業、外国企業の認識として、意匠権侵害、デザイン被害がここ数年クローズアップされてきています。そこで、まず中国の意匠権制度の概要ということで、基本的な内容でご専門の方にはもの足りないかもしれません、中国のデザインに関する権利の制度というのはどうなっているのか、最初に解説いたします。分かりにくい方は、「意匠」を「デザイン」と置き換えて理解していただくとよろしいかと思います。

意匠権、デザインの権利は中国でどういう法令に基づいて保護されるのかというと、中国には專利法があって、これは全人大が制定するのですが、その專利法の下の下位法令、下位にある法規ということで、專利法実施細則があります。

これらの專利法や実施細則に関連する行政機関が定めた行政規定、最高人民法院、即ち

裁判所が定めた司法解釈があります。いろいろ集めていくと、かなり複雑というか、多数あります。根拠法例や法規がいろいろあり、結構複雑な様相を呈しています。

専利法ということで補足しますと、日本では特許というの特許法、実用新案については実用新案法、意匠権については意匠法があり、この3つの権利が3つの法例でそれぞれ保護されていますが、中国の場合、特徴的なのは専利法という1つの法規で3つの権利が規定され、保護され、管理されている。よく「専利法」を日本語で「特許法」と訳す例が多く、一見わかりやすいのですが、実は正確ではないことになります。ここで言う専利の中には、いわゆる特許、実用新案、意匠の3つが含まれています。中国の専利法についてご存じなかった方は、この点だけでも覚えて帰っていただければ、来ていただいた甲斐があるのでないかと勝手に思っています。したがって、専利法で意匠権保護が規定されています。

次に意匠の定義ということで、その要素として、物品の形状、形の上にある模様、色彩、色合い、この辺は日本の意匠法と基本的に同じです。色彩は、色彩単独では保護されず、色の付いた形や色の付いた模様のように、他の要素と組み合わせて保護されます。意匠の要素としては、この3要素ということになります。

それでは意匠、デザインの権利を、我が社としては中国でどう獲得すればいいのか。基本的には出願して、登録する。登録して初めて権利になる。登録に当たっては、早いもの勝ちである。これは先願主義と言いますが、同じようなデザインの出願が競合した場合は、先に出願した人に権利が付与される、ということで先願主義を採用しています。出願の際には、いわゆる願書、意匠の図面といったものを提出するわけです。

次に、登録要件と問題点に入ります。ここで中国の意匠権制度で特徴的というか、日本とは相当違うところが出てきます。どういう場合に意匠として登録が認められるのか、やはり要件があるわけです。本来何でもかんでも意匠として権利化できるわけではない。重要なのが、新規性の要件、読んで字のごとく、新しいものでなければいけない。専利法の23条前段では「専利権を付与する意匠は、出願日以前に国内外出版物上で公開発表された、または国内で公開使用された意匠と同一または類似してはならない」とされています。

この中に2つの要素が入っていることがわかると思います。1つは、出願日以前に中国国内、あるいは外国の出版物上で公開発表されたものと同一、類似してはならない。もう1つは、中国国内で公開使用された他の意匠と同一、または類似してはならないということで、後半の部分が日本とは異なっています。後半の部分は、中国国内だけを問題としています。日本では、日本国内、あるいは外国を問わず公開使用された意匠と同一、または類似してはならないということです。中国ではそこが異なり、出版物だけは世界レベルで公知を問題にする。公開使用については、中国国内だけを問題にする。

これがどういう問題があるかというと、例えばある中国の模倣業者が、外国へ旅行とか出張で出掛けたときに、外国の街角でたまたま非常にデザインのいい、カッコいいものを見かけて、それを写真に撮ったり、図面に書いたりして中国に持って帰って出願してしまう。そうすると、もともと他人のデザインですが、中国で権利化できてしまうわけです。当然これは有効な権利ですので、将来無効になることもない。外国で最初に創作した人が、その後中国で意匠出願しようとすると、中国で真似した人の出願が先にありますので、本来先に作った人が出願しても、「あなたは駄目」と、権利化できないわけです。

さらに、最初に創作した人がそのデザインを使った商品を作り、中国に向けて輸出し

たとすると、場合によっては、中国側で、本当は模倣した人ですが、中国国内では権利を持っている人が税関等で差し止めをするとか、そういうことも考えられるわけです。この新規性に関することは、日本の専門家の中でも、非常に問題があると指摘されているところです。

いまは情報が国境を越えて、世界レベルで自由に飛び交う。人も物も自由に移動する状況の中で、新規性を国内に限定することは立法としてはそもそも妥当なのか。いまの実状に合っているのかどうか、というところが問題として指摘されているわけです。

次に、非容易創作性の要件がないと書いてありますが、これは日本の意匠法では、要するに簡単に作れるようなものでは駄目と。すでに存在している他のデザインから容易に作り出されるようなものは、一応形式的には新規ですが、そのように創造性の低いものは日本の意匠法上は意匠権を認めない、権利は与えないことになっています。中国の意匠法では、この要件がないわけです。やはり専門家の中では、これは非常に問題であると。こういう要件がない結果、中国では、ありふれた、あるいはつまらないと言ってもいいかも知れませんが、そういう創作性の低い意匠が現実に多数登録されている。登録意匠の全体的なレベルを低下させているという専門家の方もおられます。このように、登録要件では、日本と非常に異なる特徴的なことがあります、それが実際の実務に大きな影響を与えています。

次に審査手続きです。ここも重要なところです。まず手続きは全体的なイメージとして非常にシンプルである。特許と比べて、手続きは非常に簡単である。何が違うかというと、出願した段階でその情報を公開する制度がない。実体審査がなくて、形式審査のみである。形式審査というのは、書類が形式上整っていれば受理して、さらに登録を認めるということです。実体審査とは、書類が形式上整っているだけではなくて、法律上の要件、まさに新規性が審査されます。要するにこの出願が過去に同一、または類似する意匠がすでに出願登録されていないかという、その中身の審査が行われない。そうすると、書類が形式上整っていれば、出願して受理されて、いまは8カ月ぐらいと言われていますが、比較的短い期間で登録が認められると言われています。

そうすると、ある意味奇妙なのです。法律上新規性の要件とありますが、実際に新規性を認められなくても、ちゃんと権利化されてしまう。「形式審査」を中国では「方式審査」と言いますが、書類の形式的な面をチェックして登録を認める。拒絶理由がないという言い方をしますが、特に問題がない場合には意匠権が与えられる。意匠権の証書を交付して、登録公告される。登録公告日から意匠権の効力が生じることになっています。

審査手続きは、例えば日本と比べた場合、まず期間が短い。出願後、例えば8カ月とか比較的短い期間で登録される。この点は権利者からするとメリットなのです。やはり出願したものは早く権利化されたほうがいいですから、その点はメリットですが、その反面、本来法律の要件に照らせば、権利が与えられるべきでないものが、れっきとした権利として登録されてしまう。さらには、本来権利が認められるべきでない権利に基づいて、例えば訴訟とか権利行使がなされるおそれもあるという批判があります。本来登録されるべきでないのだから、その権利を無効にすればいいではないかという話がありますが、それは次の次の項目でお話いたします。

次に、6. 権利の存続期間です。意匠権の存続期間は10年で、延長は認められないことになっています。

次に、不服申立ての無効審判手続きですが、いちばん重要な点だけ紹介いたします。ま

ず、権利を有すると考える者が出願して、しかしその出願が拒絶された、要するに中国の専利局が権利を認めなかった場合は、不服申立ての手続きがあります。いわゆる再審査請求です。専利復審委員会という所に再審査を請求できることになっています。専利復審委員会でもまた認められなかった場合は、人民法院に行政訴訟を提起できるという手続きの流れになっています。

次に、無効審判です。実務上はこのほうが重要というか、お目にかかる機会が多いのではないかと思います。取りあえず意匠が登録広告されました、登録された権利になりましたと。その後に第三者が、この権利は本来無効であるということで、無効の審判を専利復審委員会に対して請求できるのです。その場合、審査をして委員会が無効を宣告するか、または有効であるということで、権利の維持決定をします。その決定について不服があれば、また行政訴訟を提起できることになっています。

本来新規性はないが、形式審査だけなので、権利として認められてしまったということについては、例えば真正の権利者、本当にもともとの権利を持っている方は、無効審判を起こして、相手のニセの権利を潰してしまうという対抗策が考えられるわけです。ここで実務上の問題として、復審委員会の審理手続きは非常に時間がかかると言われています。過去に拝見した案件でも、1年半とか2年、あるいはそれ以上のものがあります。簡単に権利化はできるが、それを潰すのは大変ということです。そういうところが実務上の問題点として指摘されています。

駆け足で、意匠権制度の概要を紹介させていただきましたが、今度は権利者の立場に立って、わが社の意匠権が侵害されたら、どんな対処が考えられるのかというお話をに入ります。

意匠権の侵害のパターンは、現実によく見られるのは2つのパターンにまとめられるのではないかと思います。1つは、いわゆる模倣品被害です。デザインを真似されたというものです。もう1つは、だいぶ毛色が違いますが、外国企業の有する意匠と同一、または類似する意匠を無断で意匠登録、出願するケースということで、いわゆる冒認出願と言われたりもします。本当は他人がその権利を有するべきである。しかし別の人があるデザインはカッコいいぞということで、勝手に先に出願してしまう。そうすると本来権利を有するべき人からすると、これを潰すのが大変で、対処が大変であるということです。こういうケースは、いま日本企業でも非常に多く起こっています。実際に、こういう案件で私も依頼を受けたことがあります。

根拠法令と対処手段ということで、具体的にどうしていけばいいのか。いわゆる模倣品被害のような、意匠権を勝手に真似することの禁止ですが、これは意匠法と実施細則に根拠規定、こういう冒用行為を禁止するという規定があります。

責任としては、無断で意匠権を勝手に使う行為、実施する行為は、まず民事上の責任、行政上の責任即ち行政罰、刑事責任ということで、3つの法的責任が生じることになっています。これは専利法にそういう規定があります。民事責任や刑事責任は、司法のルートで追及する責任である。行政罰なら行政機関が追及するものです。行政ルートの権利行使や、権利保護、裁判所を通じた司法ルートの救済手段、この2種類の救済手段があるということで、これは基本的には権利者側が選択できます。特に民事責任と行政責任については、権利者側が選択できます。この二本立ての救済手段は、商標権侵害でも、人民法院、裁判所に対して商標権侵害訴訟を提起するという司法ルートの救済手段、追及手段と、工商行政管理局、つまり行政機関を通じて取締まりを行うという、二本立ての救済手段があ

ります。意匠に関しても、同じように二本立ての救済手段が用意されています。

その中身をもう少し具体的に見ていきます。1つ目は、行政的取締りです。これは、知識産権局が担当することになります。商標の場合は工商局ですが、意匠の場合は知識産権局が対応することになります。知識産権局には2つの種類があります。

1つは国家知識産権局ということで北京にあります。これは国務院直属の機関で、意匠だけではなく、特許、実用新案、意匠の登録出願、審査、登録を管理する機関です。国家知識産権局の中に専利局、わかりやすく言うと、日本の特許庁のイメージですが、それから専利復審委員会があり、どちらも国家知識産権局に属する機関という位置づけになっています。もう1つは、地方知識産権局というのがあって、これは中国の各地に配置されています。ここでは何をやるかというと、これも基本的に特許、実用新案、意匠の3つを管理するのですが、権利者の申立てによって侵害行為を認定する。侵害行為を認定した場合、侵害者に対して侵害行為の即時停止を命じたり、違法所得を没収したり、また罰金を併科することができます、という権限が与えられています。さらに当事者の請求に基づいて、損害賠償額について調停ができることになっています。調停が成立しない場合は、権利者としては人民法院に民事訴訟を提起することができる。これは商標における地方工商行政管理局の権限や役割と非常に似ています。こういう形で地方知識産権局が侵害行為の対処を行う機関になっています。

ときどき質問を受けるのですが、皆さんのイメージの中でも、商標での工商局は活発に取締りをやっている、という認識はおそらくお持ちだと思います。地方知識産権局のほうは、あまり聞かないではないか、果たして法に規定があるとして本当にやってくれるのかという質問を受けることがあります。統計的なものはわかりませんので、多いとも少ないとも何とも言えないのですが、実際に取締りをしたケースもあります。ある裁判例でも、裁判になる前に、地方知識産権局がその取締りを行ったというのがありますので、実例としてあることは間違いないのです。ただ、量というか、目立ち方は確かに工商局には劣るかと思います。専門家の中には、特に特許や実用新案になると、侵害の認定はそもそも難しいので、はっきり言うと田舎の地方知識産権局の手には負えないのだという言い方をされる方もいます。実務上はそういう問題も確かにあり得る。一般的に、商標に比べると侵害の認定が微妙になるとは思います。そういうことで、工商局ほどはあまり聞かないのですが、取締りをやっている例は実際に存在します。

次に民事責任の追及です。これは人民法院で民事訴訟を起こす。意匠権の侵害行為に対して、人民法院に民事訴訟を提起できるわけです。それで何を請求するかというと、1つは「侵害行為の停止」です。要するに侵害品の製造、販売、輸送の行為をやめろという侵害行為の停止命令です。それから、「影響の除去」とは、新聞などで謝罪広告を命じるもので。それからお金をいくらいくら払えという「損害賠償」です。主にこの3つを中心にお求めることがあります。

注6に書いていますが、最高人民法院で司法解釈の規定があり、実はこれ以外にも民事制裁の発動を求めることがあるということで、不法所得の没収、罰金、拘留といった刑事罰に類似したものを民事裁判でも請求できるというものがあります。ただ、ここまでできるかどうかは、基本的には裁判所の判断に委ねられます。実例としてどれだけあるか、私としてもよくわからないところです。ただ非常に悪質な事例については、単にやめろとか、お金を払えというだけではなくて、刑事罰と類似の民事制裁の発動を積極的に裁判所に求めていくことは考えていいいのではないかと思います。

3つ目は、刑事責任の追及です。これは担当部門としては公安局、日本で言う警察に当たるものです。それと人民検察院、人民法院の刑事手続きということになります。これは刑法に規定があり、他人の専利を冒用して情状が重罪ならば3年以下の有期懲役、もしくは拘留とし、罰金を併科する。ここで言葉が抜けています。「罰金を併科する、または単科する」が正しいです。要するに、有期懲役や拘留と一緒に罰金を科すこともできるし、それほど悪いケースでもないので、懲役や拘留みたいに刑務所に入れることはしないで、罰金だけ科すこともできるという意味です。

ここに関しては、昨年の12月に最高人民法院と最高人民検察院が連名で重要な司法解釈を出しています。実際にどういう場合に刑事訴追されるのかという基準が示されています。ちょっと脚注で紹介しています。

手続きの流れとしては、公安局や人民検察院で捜査が行われる。起訴された場合は、人民法院で刑事裁判を行うことになります。実務上は、どういう場合に刑事罰まで求めるかということです。基本的に中国では、問題になっている金額的な規模が大きいほど犯罪が重大とされて、刑事罰も重くなる。金額が小さい場合には、そもそも公安局も人民検察院も動いてくれないのが実状です。模倣業者が非常に悪質だと、民事訴訟を起こして判決で勝ちましたと。でも、相手がやめてくれませんと。場合によると意図的に会社を倒産させたり、賠償金額も払わないとか、会社の名前を形だけ変えて侵害行為を続けるといった場合、その代表者や個人の刑事責任を追求するということで、どんな悪質な人でも中国の刑務所に入るの嫌ですから、そういう形で刑事責任を追求すると、それがうまく奏効するとそれなりに効果的であると言われています。ですから事情に応じて、いわゆる告訴、告発を行って、刑事責任を追求することはあります。

次に、税関での水際阻止です。これは先ほどカシオの荒川様から詳しいご紹介がありましたので、それでよろしいかと思います。要するに意匠権等の権利を侵害する物品の輸出入を阻止できることになっています。

次に、3. 反不正当競争法に基づく対処です。これは意匠とレベルが違う話ですが、要点だけ紹介しますと、日本で不正競争防止法がありますが、形を真似した形態模倣行為について禁止するということで保護されています。日本の不正競争防止法に大体相当するものが、中国で反不正当競争法になります。これは改正作業がいろいろ取りざたされています。反不正当競争法では残念ながら商品形態そのものは保護されず、実際にどういう形で保護されているかというと、下の脚注の10に書いていますが、有名な商品に特有の名称、包装、もしくは装飾といったものについて、無断で使用して混同、誤認を生じさせる場合は、いわゆる不正競争行為に該当して禁止されると規定されています。いわゆる形態の模倣ではなくて、有名な商品の装飾を真似しているということで引っかけるしかないということです。要するに物の表面の部分のデザインだけ、模様の部分になりますので、形が似ている場合と比べて、権利行使できる場合が往々にして限定されがちである。さらにもうと言えば、中国の不正競争防止法に基づく権利行使というのは、実務的にしっかり固まっていますので、要は権利者としてどこまでできるのか、どこからはできないのかなかなか予測しにくい、わかりにくいことがあります。簡単に言うと非常に使いにくいと言われています。いま中国の反不正当競争法の改正作業の中でも、日本のような形態模倣行為の禁止を明確に入れるべきだという意見が、結構専門家の方からも出されており、我々としても非常に期待しているところです。

次に本日の本題である「意匠権侵害訴訟に関する諸問題」に入ります。ここでは侵害訴

訟、いわゆる審決取消訴訟のような行政訴訟のことも紹介していますが、その中で実務上よく起きたのがちん問題についていろいろと紹介しています。

1つ目は、訴訟の管轄です。管轄と言っても、裁判のことに詳しくない方はなかなかピンとこないと思います。ここはケーススタディ的にしています。これは私が実際に関与した案件に基づいた設定です。

当社は中国で意匠権を有していますが、当社製品のデザイン模倣品が発見されたと。調べてみると、南の広州の業者だった。何とかこのデザインの模倣をやめさせたいということで、さらに調査をしてみました。調べてみると、相手方は広州の地元では結構優良企業である。お金もあるし、地元の政府関係者にかなり顔が広い。そうすると、相手方の地元で、相手方に対する裁判を起こした場合は、向こうはいろいろな人脈やコネなどを通じて、なかなかこちらの思うとおりの公正な適切な裁判ができないのではないか。いわゆる地方保護主義が予想される。こういうケースは非常に多いわけです。それではこういう場合はどうするかということです。

相手にとって有利な所で、相手の土俵で闘いを挑むのは当然不利ですので、何とか相手にとって不利な土俵、こちらにとって有利な土俵を設定して、そちらに持ち込みたいというところです。

これは最高人民法院に重要な司法解釈がありまして、それを「根拠」のところで紹介しています。この司法解釈を活用して、こちらにとって有利な所で裁判を起こすことになります。その第5、6条の「土地管轄に関する規定」を少し引用しています。このレジュメで言えば4を見ていただければそれで十分です。「製造者と販売者は共同被告として訴える場合、販売地の人民法院が管轄権を有する」ということです。5も似たような規定です。「販売者が製造者の支店、支所であり、原告が販売地で権利侵害製品の製造もしくは販売行為を訴える場合、販売地の人民法院は管轄権を有する」。要するに製造者は広州の業者ですが、作った以上どこかで売っているわけです。当然広州でも売っている業者もいるでしょうし、中国の他の所で売っている業者もいる。例えば北京や上海でそれを売っていないだろうかと考えるわけです。

いまは北京や上海の中級以上の裁判所で、知識産権の専門部があるところの裁判官の質は比較的高い。公平性もかなりの程度期待できると言われています。

その相手が広州の業者でしたら、北京や上海で裁判を起こすと、さすがに相手の影響力もそこまで及ばず、こちらにとって比較的公平で適切な裁判を受けられる可能性がぐっと高まるわけです。そうすると、北京や上海で相手の製品を売っている業者を、調査会社などを使い探します。それを見つけたら、北京なら北京で、どこどこのデパート、あるいはスーパーで売っていたならば、公証役場の公証人を使い明確な形で証拠化するわけです。それで北京なら北京の販売業者と、広州の製造業者を共同被告として北京の裁判所で裁判を起こす。販売業者からすると、親子会社関係の場合は当然かもしれません、商品が流通して、たまたま北京で売った場合、ある意味巻き込まれたということで若干気の毒かもしれません、これは権利行使のためだということで、そもそもそういうものを売ったのが悪いのでお付き合いいただく。こういう司法解釈を活用して、こちらにとって有利なところで裁判を起こす。要は最初から当然北京で起こせる、上海で起こせるというのではなくて、北京で起こしたり、上海で起こすという目的が先にあって、それに合うように証拠を揃える。いわば証拠を作っていく。作っていくと言っても、ないものを作るようになるわけではなくて、まだ現れていないものを発見するという作業になります。

次は、訴訟手続きの中止です。これは非常に多いケースです。こちらは意匠権者で模倣業者がいました、相手はうちの意匠権を侵害しているということで、侵害訴訟、民事裁判を提起しました。そうすると相手方が対抗手段をとってきました。具体的には相手方がわが社の意匠に対して、無効審判を専利復審委員会に起こしました。その結果、裁判所の裁判手続きがストップしてしまった。ピンとこられない方もいるかと思いますが、侵害訴訟自体は裁判所でやるわけです。無効審判というのは、国家知識産権局の中にある専利復審委員会、要するに行政機関で行うわけです。当然この2つは全く別の機関なのです。専利復審委員会が何をやろうが、裁判所は裁判所でどんどん審理を進めて判決を出せばいいではないか、というのが非常に筋の通った考え方のように思うのですが、中国の裁判実務は実際にはそうではないということです。往々にしてこの場合、無効審判をきっかけに侵害訴訟がストップしてしまう。ストップして無効審判の結果が出てから再度裁判を開始する。そうすると、無効審判が数年かかることがある。例えば1年半、2年とかかって、その間侵害訴訟が止まっているということは、模倣業者は大手を振って模倣品を製造、販売できるということなのです。何年か経ってからわが社の権利の有効が確定し、裁判を再度開始して最終的に判決を取りましたが、もうすでに何年もかかって相手方はすっかり利益を回収して、あるいはその後雲隠れということも十分考えられるわけです。この訴訟手続きの中止というのは、権利者側からすると非常に重大な結果を生むわけです。これは、中国の意匠権侵害訴訟実務に特有な問題だと言えると思います。

実はこれも最高人民法院の司法解釈があって、下に紹介していますが、実用新案権と意匠権の侵害訴訟においては、原告が訴訟を起こして、被告がそれに対して答弁する。要するにいちばん最初の段階で、侵害を認めますとか、争いますという回答をする。それは裁判所が期限を設定するのですが、その期間内に被告が無効審判を提起して訴訟の中止を申請すると、原則として訴訟は中止されるとなっています。原則的に中止されると、実務を見ても大部分は中止されているようです。

ただ原則という以上例外もあるのです。例外は下に書いてありますが、実用新案に関する例外も結構入っています。意匠に関しては、3項「被告が当該専利権の無効宣告をするよう請求するために提出した証拠または理由が明らかに不十分であるとき」。要するに被告側が無効審判を請求するわけですが、証拠や理由が明らかに不十分である場合には、訴訟を中止しなくともよいとなっているのです。ただ、私も過去に拝見した案件から見ると、これはどう考えても法律上証拠が不十分ではないか、という案件についてしっかり1年半とか2年とか、訴訟が中止したりしていることがあるので、この部分の実務の運用からすると権利者側にとってなかなか厳しいと感じています。

では訴訟を中止した場合はどうなるか。一応司法解釈には、「専利権利者や利害関係者が侵害行為の停止、またはその他の侵害の拡大を防止するための措置をとるように裁判所に申請して、担保を積んだ場合、人民法院は訴訟中止の裁定と同時に、侵害行為の中止等の命令ができる」ということで、中止と同時に侵害行為停止命令ができる規定があるのです。これも実務上はどれくらい活用されているかというのは、私もよくわからないのですが、実務上、単に止まったままが多いのではないかという感じを受けています。

この訴訟手続きの停止というのは、実際に中国で日本企業の方が意匠権侵害訴訟をやる場合、100%と言えるかどうかわかりませんが、相手方は理由があろうがなかろうが、無効審判をぶつけてきますので、こちらの侵害訴訟を何とか食い止めようとする形でやってくるのがほぼ大部分のケースです。

そもそも中国の意匠権の出願は、形式審査だけであることとおそらく関係があると思います。本当に法律上の権利があるのかどうかを審査、認定せずに権利化されているわけですから、その意味ではそもそも権利としては基盤が弱い。実際問題、それが本当に新規性の権利要件を満たしているかどうかは、無効審判の段階でいわば初めて本当に審理されることになっています。これはそういう制度の仕組みと関係があるのだと思います。

対処方法として、1つは無効審判に対して準備をする。具体的にはあらかじめ権利者側のほうで先行登録で類似意匠がないかどうかリサーチを行う。さらに無効理由がないことについて、中国の専門家の鑑定書や意見書などをもらう。あらかじめそういう準備をしておくという対処方法が考えられます。

もう1つは訴訟提起に先立って、侵害行為の仮処分、要するに訴訟の前の暫定的な仮処分の申請を行う方法が考えられます。この仮処分も実務上はなかなか難しく、実際の状況から見ると、上海の裁判所は仮処分を認める決定を過去に何件もすでにしているようですが、北京は非常に保守的なのか、慎重なのか、北京の裁判所では侵害行為を認める決定が出ていない状況があるようです。

次に、意匠の類似性の判断です。これも審判手続きや侵害訴訟で、2つの意匠、デザインが類似しているかどうか。どのように判断するか。これは非常に問題になることが多いです。ここで国家知識産権局が審査基準を設定しており、特に審判手続きでは、この審査基準が重要ですし、さらに侵害訴訟の場面でも、裁判所がこの審査基準を参考にすることも実務上は多いと言われています。この審査基準が類似性の判断に当たっては重要になります。

要点だけ紹介しますが、1つは判断主体です。これは意匠物品の一般消費者の知識レベルと認知能力です。意匠の物品に関する一般消費者というので、例えばオートバイならばオートバイ、テレビならばテレビということで、それを購入したり使用したりする消費者ということです。そういうものにそもそも全然興味のないような人まで何でもかんでも含まれるのではなくて、一定程度の知識を有するような一般消費者というイメージになります。

判断基準としては、比較意匠と先行意匠の全体観察となっていますが、要は権利者側の意匠と相手方の意匠、あるいは無効審判ですと、ある意匠が問題になっていて、先に登録されている意匠との間で類似するかどうか当然判断するわけです。その2つの意匠を比較して、全体観察を行うと、それに違いがある場合、その2つの違いが物品の全体的視覚効果に対する顕著な影響を与えるか否かで決する。こういう顕著な影響を与えない場合には、両意匠は類似する。ただ、こういうふうに読み上げてもわかりにくいかと思います。

昨年の6月に、この審査基準が改正されました。これは非常に重要な改正で、今年の3月16日付の『特許ニュース』に私の論文が掲載されていますので、ご興味のある方はそちらを読んでいただければと思います。改正後の審査基準の訳文と、どこが実際に改正されたか。改正の概要、実務上の影響はどんなことが考えられるかを紹介しております。

ここで判断基準にはどう書いてあるかというと、全体的な視覚効果に対してあまり影響がない場合は類似しているということです。違いというのは大した違いではないのだと。一般消費者が2つの意匠を誤認、混同する場合は顕著な影響はないので類似性は肯定されると言っています。ただし、両意匠が誤認、混同を生じない場合は、必ずしも顕著な影響が有するとは限らない。この辺は判断基準をどう考えるか否か。新しい基準では、改正

内容をどう理解するかというのは、文言上は非常にわかりにくくなっています。

判断方法としては、直接観察、総合判断、要部観察ということで、総合判断も一般の商品に対しては総合判断を行う。一般でない商品に対しては要部観察を行う。要部観察というのは、他の部位に比べて明らかに一般消費者の注意を引く部位である。例えば壁に掛けた時計の裏側は普通は人の目には触れないわけです。表の面、せいぜい横の部分だけが要部になる。どんなに裏側に特徴的な模様があろうが、形が変わっていようが、完全に削つてしまい判断の対象としない。実際に審査基準にはそういうような形で実例が紹介されています。

資料の参考判例で、ホンダの意匠権に関する行政訴訟を紹介しています。今日は別所さんが来られていますので、やりにくいところがありますが。この判決は非常に有名ですのでご存じの方も多いと思います。

ここで問題となったのはスクーターの登録意匠です。ホンダさんは中国においてスクーターの登録意匠を有していました。中国のある会社が、専利復審委員会に無効審判を請求して、ホンダの意匠に対して無効の決定を出した。それに対して取り消しを求めて、ホンダさんのほうが北京の中級人民法院に行政訴訟を提起した。行政訴訟の第一審では、無効決定を維持するということで負けてしまった。

さらに北京の高級人民法院、日本で言う高等裁判所みたいな所ですが、高級人民法院に提訴したところ、逆転して勝訴判決を得たということです。ここでは同一性、類似性の判断方法について、判決の中でかなり詳しい記述と認定を行っています。

判断方法については、要部に対して判断するか、または全体観察の方法を採用する。この2つの方法があるのですが、意匠性が非常に簡単で、要部が明確、顕著ではっきりしている。こういう場合は要部に対して判断する方法を使う。意匠整理が複雑で、消費者の注意を引く要部が多い場合については、要部を検討してからさらに全体観察、総合判断を行う。続けて、要部をたくさんピックアップして、ここことこと。最後にこのオートバイに関して一般消費者からすると、両意匠を区別することができる。つまり、両意匠は類似しないということで一審判決を覆したわけなのです。すると面白いのが、同じ北京の中級人民法院と高級人民法院でまるっきり結論が違うということです。基本的に言うと、どちらも全体観察、総合判断を行って一般消費者を基準にしているので、抽象的に見ればその基準は、特にそれほど違うわけではないはずなのです。それにもかかわらず、全く違う結論となった。

どこからそういう違いが生じたのだろうかというところをちょっと考えてみると、恐らくはまず先ほど申し上げたとおり、控訴審の高裁の判決では、要部の検討と差違の指摘を非常に詳しく行っている。判決文で非常に長くページを割いて、対比と検討を行っている。それから消費者も、オートバイ製品に関する一般的な知識レベルと、認知能力を持ち合わせている消費者ということで、若干具体化されていて、オートバイに関して専門的とまではいかないけれども、ある程度以上の知識を持っている。こういうようなところを強調して出していますので、そういうところから違いが生じたのだろうということです。

この判決は、ある意味で非常に画期的な判決であって、この裁判と判決を契機に、中国の最高人民法院の中でも、意匠権の類似判断については、非常に議論が起こりました。実はその結果、先ほど申し上げた専利局の審査基準の改正にまでつながったと言われています。知識産権局は表面的にはそれは認めていないようなのですが、そのように言われてい

ます。

あとはこの判決からどういうことが考えられるかと言うと、残念ながらこの判決でも、要部についての判断基準が必ずしも明確ではない。この判決を前提にして、今後どうなるのかというのが、必ずしも明確になっているわけでもないということです。さらに言うと、日本の意匠の類似判断ですと、単に問題になっている2つの意匠だけではなく、大体当事者もたくさんの意匠を証拠として提出しますけれども、過去のいろいろな意匠を比較しながら、類似意匠の検討を通じて要部を絞り込んでいくのですが、中国の類似判断というのは、2つの物をぱっと比較するというのが、実際の実務上は一般的のようで、そうすると、自ずから類似判断というのが、主觀に左右されやすいという問題があるのではないかという指摘があるのです。

それからこの控訴審判決自体は、非常に要部を詳細に比較しているのですが、逆に言うとそれが一般的に、例えば侵害訴訟も含めて、どのような事例でもここまで細かく、あれも要部だこれも要部だということでやっていくと、およそどのような物でも一見似ているようでもここはちょっと違う、ここはちょっと違うということで、結局類似しないという範囲が広がりすぎてしまうのではないか。

そうすると、例えば侵害訴訟などで、模倣品業者を相手にやろうと思っても、これを一般的な基準でやられると、似ているようだけれどもここも違う、ここも違うということで、逆に権利範囲が狭まらないか。この基準を実際に、どの範囲でどこまで適用するのかという問題があると思うのです。そういうわけで、この判断基準というのは引き続き非常に重要なトピックだと思います。

またレジュメに戻ります。「物品の類似性の判断基準」ということですが、意匠の場合の物品というのは、デザインが使われている商品のその本体、物だとご理解いただければと思います。よく言われるのは、例えば自動車とミニカーです。デザインは全く同じである。でも物品としては異なるのです。ですから自動車のデザインをミニカーに使っても、それはそもそも物品が異なるので、いくらデザインが似っていても結局は意匠権侵害にはならないのだということです。

中国の審査基準自身にも、こういう例が引いてあるのですが、非常にわかりやすい例で言うとそういうことです。例えばテレビとテレビとか、スクーターとスクーターとか。デジカメとデジカメとか。意匠の乗っている元の物品自体が同一または類似する物でないと、デザインだけが似っていても意匠の類似にはならないということなのです。この原則自体は別に日本の意匠法も含めて、基本的にどこでもそういうことになっていると思います。

これも審査基準がありまして、レジュメの下のところに判断の客体、同一性判断、類似性判断ということで紹介させていただいている。簡単にまとめて言いますと、ポイントとしては物品が同一類似するかどうかというのは、中国の審査基準の規定から言えば製品の使いみちの用途、それが同一または類似するかどうかで判断する。用途が同じであれば、物品は同一である。用途が類似している場合は、物品は類似する。比較の際には、意匠の図面や写真等から判断する。非常にシンプルにまとめると、そういう基準になっています。

ここでソニーの判例を紹介させていただこうと思います。資料の9項目ですが、これはソニーコンピュータエンターテイメントと広東の「步步高」といういま中国では非常に大企業で、皆さんもお名前はお聞きになることが多いのではないかと思いますが、これはソニーのプレイステーションとそっくりの物を広東の步步高が作って販売したのです。

この「事案」では紹介していないのですが、実はソニーは最初、広東の知識産権局で、これは侵害品だということで申し立てを行って、広東の知識産権局はこの侵害を認めたのです。両者で調停を行って、一応和解したのです。步步高が侵害していることを前提に和解したのです。ソニーは当然に登録意匠権を持っているのですが、步步高も登録意匠権を持っていました、その意匠権はまだ残っているわけなのです。ソニーとしてはこれも潰したいということで、無効審判の請求を行ったわけです。

この専利復審委員会はソニーの請求を認めて、步步高の意匠権を無効と判断しました。その後步步高が北京の中級人民法院に取消訴訟を提起し、ソニーも第三者として参加したのです。その結果、こちらは逆転してソニーが負けてしまった。

本件の場合はデザインは似ているのですが、物品が類似しないのです。步步高の物品というのは、VCDビデオプレーヤーであり、ソニーの物品はコンピュータゲーム機であると。登録上はそうなっていると。ですからこれは類似しないのだと。ソニーは高級人民法院に控訴したのですが、基本的に高級人民法院も同じような判断をして、結局はソニーの敗訴ということでこの判決は確定してしまったのです。

これは図面などを見たり、物を並べて見れば明らかに似ているのです。しかも最初の知識産権局の取締りでは、ソニーの言い分が認められていますので、この判決の結果はソニー側にとっては、非常に意外であったかもしれません。ただここで考える必要があるのは、出願書類や出願の図面、あるいは登録内容というところから判断するということで、登録内容自体は步步高はVCDビデオプレーヤーでソニーはコンピュータゲーム機である。この2つの文言を対比して、同一類似しているかどうかということなのです。

こういうアプローチ自体は、結局は審査基準の規定に合致していますので、この判決自体が必ずしも理論的に筋が通っていないとも、言えないだろうということなのです。では実際にこの判決を前提にして、どういう一種の教訓というか、実務的な対処が考えられるかということです。2つ書かせていただいているのですが、1つは意匠出願の際にこの物品の用途、この場合ですとソニーは商品がコンピュータゲーム機になっているのですが、VCDビデオも放映できますよと、その物品の用途を表すように出願の段階で出願書類で工夫をする。

どこで工夫をするかというと、1つ考えられるのは商品の名称、名前です。もう1つは、中国の意匠出願で、簡単な説明を付けることができるというのが、実施細則の規定であります、そちらで工夫をする。若干そこに細かいことが書いてありますが、結論から言うと、名称についてはあまり長い名称は付けられないという制約がありますので、名前をVCDビデオも放映できるコンピュータゲーム機というふうには、実際問題としてできない。簡単な説明というほうでは、この物品の使用方法や用途を記載できるとあります。この簡単な説明を出願の際に付けまして、そこでVCDビデオも放映できますという用途を明記しておく。というのが1つ考えられるのではないか。

もう1つは、ソニーはプレイステーションのデザインをコンピュータゲーム機で出願しているのですが、さらにVCDビデオプレーヤーとしても、意匠登録出願をする。二重にやるということですね。これは、物品の類似性が認められないかもしれないということを前提に、二重にやっておく。こういう対処も考えられたかと思います。

ご存じのとおり、最近は中国でもDVDがかなり普及しています。数年前まで、VCD

というのが中国で全盛でしたけれども、VCDは日本では見かけないですね。当時の中国で、VCDが普及していたこと自体、ある意味で中国に特殊な事情があった。その関係で、出願の段階で権利化の際に、その部分が落ちてしまった、あるいは注意が及ばなかったとか、そういう事情があったのかもしれません。そういう意味で、権利化の際の教訓を含む判決と言えると思います。

もう1つは『参考判例』に載っている、乳母車用車輪の意匠権侵害訴訟についてです。これはジェトロさんで出している、中国の知的財産権侵害判例・事例集（2004年版）の中に、詳しく載っているものなので、それを見ていただいてもいいと思います。中国で、ベビー関係の用品を専門に扱っている、ハオハイズという有名な大企業があります。これは中国企業同士の裁判なのですが、ハオハイズが同じ中国国内の模倣品業者に対して侵害訴訟を提起したのです。

時間の関係で、私が申し上げたいところに絞らせていただきますが、1つ注意していただきたいのは、これは製品の丸ごとの模倣ではないです。乳母車の車輪の部分について、車輪のデザインをハオハイズは持っていました。相手の会社とは別に、そのデザインを真似をして車輪を作った会社があって、訴訟の被告の会社はその車輪を買って、完成品の乳母車を作ったということなのです。被告側からすると、仮に車輪の部分を模倣しているといっても、そもそもそれはうちが作った物ではない、うちはよそから買って使っただけだということで、権利侵害には当たらないのだと言って頑張ったのですが、最終的にそれは通らなくてハオハイズ側の請求が基本的に認められたのです。

ポイントとしては、中国では日本で言う部分意匠制度というのはなくて、1つの物品の部分にだけ意匠を権利化することはできないのです。ただし、部品であっても単体で取引の対象となる。例えば車輪などは車輪だけを作り取引の対象になるわけです。そうすると車輪は、乳母車からすると部分なのですが、車輪単体でも1つの客体で、取引対象、物品なのだという考え方でもって権利化の対象になる、意匠登録を出願できる。

ある意味でこれが教訓を含んでいるのは、例えば日本の企業も含めて中国で物を作る場合、いわゆる現地調達ということで、いろいろな部品を中国の現地企業から仕入れられることがあると思うのです。完成品については注意が及んでいても、部品については必ずしも注意が及んでいないということがあり得るかもしれないと思うのです。完成品については、うちは何の権利も侵害していないと思っていたら、部品が別の権利を侵害していて、それを使ってしまったためにこちらが巻き添えになって、侵害停止とか損害賠償請求を受ける可能性があるということです。

ここで申し上げたかったのは、レジュメのいちばん最後の部分ですが、完成品製造のための原材料や部品の中国国内の調達に際して、権利侵害製品でないかどうかにも留意する必要があり得る。具体的には供給先企業の知財管理や品質基準の確認をきちんとすると。あるいは供給契約を締結する場合に、簡単な一枚物の契約ではなくて、これが権利を侵害していないという保証条項や、第三者からクレームや侵害を受けた場合に対処してくださいとか、こちらが損害を負った場合は補償してくださいという損害賠償条項などを入れることを考えてもよいのではないか。というのがこの裁判例で申し上げたかったことです。

これはジェトロさんの本にも書いてありますので、そちらのほうもお読みになっていただければと思います。レジュメの最後の損害賠償の算定ですが、これは大体ポイントだけ紹介しました。お読みいただければわかるような内容だと思います。ご質問時間の関係もありますので、私の話はとりあえずここで区切りとさせていただきます。ご清聴どうもあ

りがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

野村先生どうもありがとうございました。中国の意匠権制度、問題点、それから最近の特徴的な判例など、1時間半の中で中国の意匠権制度の基礎について、非常によく勉強できたと思っております。ご質問のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。今日の講演に先立って、上海IPGメンバーの方から事前にご質問をいただいています。まずそれについて野村先生からご回答をお願いします。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

若干専門的なところなのですけれど、まず質問を読み上げさせていただきます。「日本では梱包用の化粧箱、要するに包装するための化粧箱デザインの意匠登録を行っていても、その意匠内容に他との高い識別性、独自性がないと、登録意匠権侵害による差止請求が認められないと聞き及んでおります」と、まずは日本の状況を紹介しています。「しかしながら、高い識別性、独自性があるか否かは、その意匠デザインの模倣によって営利を得ていることが明らか（消費者が同じ物、あるいは同付加価値と解釈して購売動機に大きな影響を及ぼすことは明白）ならば、被害認定、差止請求が立てできると思いますが、中国国内においていかがでしょうか。模倣デザイン意匠が意図的なものか、偶然一致かにも関わるのでしょうか」とあるのですけれども。

上村氏（カヤバ工業）

その質問をしたのは私です。ちょっと補足的に言うと、あそこに横断幕がありますね。第17回上海IPG会合と書いてありますね。あれだけではなくて、例えば背景のところに青いインクを使って上海蟹の絵があるとします。それで第18回上海IPGのGをCに変えたとします。要するに数字の7を8に変えて、IPGのGをCに変えたという箱があったとします。これによって販売製造業者が利益を享受しているというときに、これを摘発できるのか、あるいは意匠権の侵害と見ることができるのかということです。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

こういう物（横断幕）をイメージすると、これがどういう意匠権だろうかという問題がありますので…。私の理解ではこのご質問のポイントは、自動車とか普通の製品の意匠と違って、包装用紙や包装用の箱の場合には、登録のときには問題がなくても権利行使の場面にあたっては制約があり得るのではないか。そこが要点かと思ったのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

上村氏（カヤバ工業）

こちらにもあまり書かれていませんけれども、意匠の類似性の判断のところで「要部観察：その他の部位に比べ明らかに容易に一般消費者の注意を引く部位」ということがありますね。要は意図的であろうと偶発性であろうと、それによって利益を享受しているということによって、意匠権の侵害が発生しているという解釈は成立しないのかということなのです。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

いちばん最後のところの、類似性の判断にあたって意図的にわざとやっているかどうか、あるいはフリーライドをしているかどうかというところが、実際の判断として大きな要素を占めるのではないか、そこがご質問のポイントということでおよろしいでしょうか。

上村氏（カヤバ工業）

はい。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

先週たまたま北京のある特許事務所に行って、専利代理人といろいろ話をする機会がありましたので、このご質問に沿った話もしてみたのです。実務の全体がどうかというの非常に難しいので、その方の言っているのが必ずしも客観的に全体の状況を反映しているのかどうかはわからないのですが、その代理人の方が言われたのは、基本的に類似性の判断は物と物を比較してやるというので、意図的かどうか、フリーライドであるかどうかというの、基本的には関係がないということです。基本的には物と物を比較する、そういうことで行うのだと言われてました。

私自身としては、無効審判はともかく、侵害訴訟などであれば、そもそもわざとやらないと、実際問題としてなかなか似ないと思うのです。あまりにも単純なデザインであれば別ですが、わざと真似するからこそ、ここまで似ているのだということが実際上は多いと思います。一応区別して考えていても、それが判断にいろいろな影響を及ぼしてくるというのは、私自身はあっても当然ではないかと思っていますし、無効審判なども含めて類似性の判断となるときに、これはわざと似せたのだということをあえて主張するということも実際に行われていると思います。中国の代理人の方でもです。そういうことからすると、それはそれなりの効果があることを期待していると思いますので、実務上それを主張する場合もあり得るだろうと思います。どちらが正しいかという客観的な回答はなかなか申し上げられないのですけれども、そういう形でおよろしいでしょうか。

上村氏（カヤバ工業）

はい、ありがとうございました。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

今回話した内容は、今年の1月から3月にかけてこの『国際商事法務』という雑誌に詳しい論文を掲載させていただいておりますので、これは知財専門の雑誌ではありませんので、知財部あまり取られてはいないと思うのですけれども、国際法務では非常に歴史のある雑誌で法務部などでは取られていることが多いと思います。『国際商事法務』の今年の1月号から3月号に、今回話した内容よりも詳しい論文を出させていただいているので、興味のある方は入手していただいて、お読みになっていただければと思います。他にご質問はありますか。

松橋氏（日本曹達）

日本曹達の松橋と申します。本日はどうもありがとうございました。弊社のつい最近の事例なのですが、ちょっとはっきりしたことは何とも言えないところがあるのですが、デザインの意匠の侵害だということで訴えられたことがあります。それが工商行政管理局から物品の押収を受けたことがあったのです。最終的な結論から言うと、その辺で話がう

やむやになって、結局最終的にはすべて事なき状態になったのですが、先ほどの先生のお話ですと、意匠権の場合には工商行政管理局の管轄ではないと捉えてよろしいのですか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

そうですね。ただし工商局というのはご存じのとおり、実務上強大な権限やスタッフを揃えていますので、私が伺った話では、例えば知識産権局が取締りをやるときも、工商局にも手伝ってもらう。例えばデットコピーなどの場合は考えやすいです。そういう形で工商局と連合でやるとか、そういうこともあると伺っていますので、意匠の問題であっても工商局も出てくるということはあり得ると思いますけれども、工商局だけというのは何故なのか、私にはよくわからないなという感じがします。

松橋氏（日本曹達）

ちょっと私も判例の勉強をあまりしていないので、偉そうなことを言えないのですけれども、先ほどのソニーのVCDプレーヤーとコンピュータゲームソフトの意匠を私も写真で見たような記憶があります。外観は非常によく似ているのです。先ほど先生もおっしゃっていましたが、対策としては当然いろいろな手を打ってVCDプレーヤーも出願すればいいという話にはなると思うのですが、根本的にその辺の考え方というか、私などはコンピュータゲームもVCDプレーヤーも、同じ物品の範疇と考えてもおかしくはないのではないか、という思いがあるのです。将来的にその辺の考え方はどうなのですか。明らかにVCDプレーヤーとコンピュータゲーム機というのは、非類似の物品だと割り切ると判断するのか、そうではなくて、もう少しその辺の考え方方が変えられるのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

言葉と言葉だけ並べると、コンピュータゲーム機とVCDプレーヤーというのは、一見すると随分違う印象を与えることが実際にあると思うのです。結局のところ言葉として丸っきり違う場合に、それ以外の要素をどこまで考慮できるかということだと思うのです。言葉とは違うけれどもいろいろな要素を考慮すると、似ているのだというところまでの理解をしていいかどうか。単純に割り切ってしまえば、登録内容の文言だけで表面的に対比して判断する。それが1つのすっきりしたやり方ですね。実際にはその言葉の意味から想像される内容をもう少し考えて、もっと広げていると思うのですが、どこまで広げるかというところで考え方が分かれてくると思うのです。

おっしゃることは非常によくわかりますし、これが言葉が違うにもかかわらず、実質は同じなのだという考え方をされても、それが間違っているとも思わないのです。実際に知識産権局などは、恐らくその辺を気にせずに侵害を認定したのだろうと思います。それはどういう場面でどこに着目するかで、結局のところ知識産権局が見たのは、裁判で言うと侵害訴訟の場面ですね。まず物と物を見てしまいますから、物と物とを並べて見て「こんなに似ているではないか」という一種の先入観があると思うのです。そうすると、物品の違いをあまり意識しなかったということが、实际上あり得るのではないかと思うのです。これは若干推測も交じえてなのですけれど。書面と書面を見て、そこにこんな図が載っていて、こんなふうに文字が書いてあると。そこだけをぎりぎり見ていくと、「なんだ、似ているとも言えないじゃないか」という考え方もあり得るだらうということです。

松橋氏（日本曹達）

そういう意味ではまだ灰色の部分があると思ってもよろしいですね。どちらにも転ぶ可能性があるということですね。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

ありますけれども、この判決を前提にすると、実務的な判断としては厳しめといいますか固めに見ておいたほうがいいだろうと思います。実際に出願のときに、簡単な説明というところで機能や用途などを書けるとなっていますので、そこを活用しなかった以上は権利範囲が狭まって仕方がないのではないか。逆に言えばそういう厳しい見方も可能だと思うのです。

能氏（キリンビバレッジ）

キリンビバレッジの能と申します。私は現法のほうで働いていまして、中国で発売する製品、これに関しては商標でありますとか意匠登録、日本の本社を通じて申請を出してもらっているわけなのですけれども。以前、意匠登録をやっていたときなどは、パッケージそのものが申請できて漢字、文字もそのまま申請できたのですが、ここにきて漢字を外してくれとか文字を外してくれとか、そういうようなことを本社から通じてデザインを外した上で申請を出しているのが実際なのですけれども、この辺はどういう背景でこういうような事情に変わってきているのか、おわかりになる範囲で教えていただければと思います。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

ご質問は、どちらからそういう要請が出ているということなのですか。

能氏（キリンビバレッジ）

恐らく本社がその代理人を通じて、そういう形のことを言われているのだと。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

中国の代理人の意見として、そういうのを外せということですか。

能氏（キリンビバレッジ）

だと思います。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

推測になりますけれども、1つ考えられるのは文字のデザイン的な部分が入ると、それで権利範囲が狭まってしまう可能性があるので、それを広げるためかもしれないですね。これが一般的な現象かどうかというのは、ちょっと私もそういうことについての知識がないので、確たることは申し上げられないですね。

能氏（キリンビバレッジ）

漢字を入れて申請すること自体は、別に禁じてはいないということですね。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

そうですね。

能氏（キリンビバレッジ）

ただし、そうすると権利が狭まってしまいますよと。似たような物が出た場合に商品名が違うから駄目ですよとか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

そうですね。例えばその部分が要部として考えられるとか。そうすると形のほうは重要ではないとか、そういう判断というのも1つ考えられますね。

能氏（キリンビバレッジ）

はい、ありがとうございます。

水田（ジェトロ上海）

少し時間を過ぎていますが、他にいかがでしょうか。

宇野氏（オムロン）

意匠の説明のところで、「簡単な説明には新しく開発した物品の」と、つらつらと書いてあるのですが、日本では意匠に関わる物品の説明を書いても、本来的に持つ意匠の権利範囲は変わらないと言われていると、私は理解しています。中国の場合、使用方法、用途、機能をどんどん書いていくことによって、意匠本来の持つ権利範囲が狭まるというような考えはあるのでしょうか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

書くことによって狭まるということですね。それはもちろんあると思います。つまり、製品の名称だけ書いておけば複数の用途が考えられる場合に、その1つの用途だけ簡単な説明を書くことによって、残りの用途はないのではないかと判断されてしまう、明らかに狭まってしまうわけです。

宇野氏（オムロン）

完成品の場合だと非常にわかりやすいのですが、当社などは汎用品のスイッチを作っています。汎用のスイッチは例えばエアコン用のスイッチにも使えるし、エアコンのリモコンスイッチ、携帯電話用のスイッチ、普通に置いてある何かのスイッチにも使うことができる。こういう物の場合、本当に用途というのは何百という単位で考えられるのです。こういう場合は中国ではどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

ここまで具体的な話になりますと、私も出願業務はしていないので、あまり自信はないのですが、そういうお話しですと形を見ても明らかにスイッチ、用途としてもスイッチと

ということで、あえてこれを何々用であると、自ら狭めなくてもよいのではないかという感じはします。

水田（ジェトロ上海）

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。私から1つ、すごく基本的な質問ですが、中国で意匠権出願にかかる経費というのは、大体いくらぐらいを目安に考えればいいのでしょうか。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

出願の費用は私も具体的な金額はわからないのですが、たぶん、いわゆる専利局に支払う費用というのはそれほど大した金額ではないと思いますので、もっぱら代理人に払う費用ですとか、大きく違ってくるのは翻訳費用ではないでしょうか。日本から日本語や英語で資料を渡して、中国の当局に提出するのは当然中国語になりますので、そこのところの翻訳費用。図面だけだと逆にあまりかかりないのでしょうけれど。図面だけであればあまり翻訳の必要もないでしょうから、特許などに比べるとあまりかかりないかもしれません。あとは指定商品のところで、商品がたくさんあったりしても、知れていると思いますので。具体的な金額は私もよくわからないです。申し訳ありません。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。それでは時間をだいぶ過ぎましたけれども、野村先生、どうもありがとうございました。

野村氏（西村ときわ法律事務所）

どうもありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

それではまた事務局から連絡事項がいくつかございます。繰り返しになりますが、是非アンケートにご記入いただきますようお願いいたします。2つ目に冒頭で申し上げました、水際対策のワーキンググループについて、明日皆さんにメールをお送りします。関心のある方は私宛にメールでご連絡いただければと思います。最後に、次回は既にご連絡しておりますとおり、9月9日に場所はまたここで、ルイヴィトンのニセモノ対策担当者から、ルイヴィトンのニセモノ対策について、通訳を入れて2時間のお話を来ていただくことになっております。案内は来週中ぐらいに皆さんにお送りすると思いますので、是非そちらもよろしくお願ひいたします。

これで第17回上海IPG会合を終わります。どうもありがとうございました。